

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

鹿児島県奄美市

(目 次)

第1章 基本的な事項

1. 市の概況 . . . 1
2. 人口及び産業の推移と動向 . . . 4
3. 行財政の状況 . . . 8
4. 地域の持続的発展の基本方針 . . . 10
5. 地域の持続的発展のための基本目標 . . . 16
6. 計画の達成状況の評価に関する事項 . . . 17
7. 計画期間 . . . 17
8. 公共施設等総合管理計画との整合 . . . 18
9. SDGs（持続可能な開発目標）との整合 . . . 18

第2章 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

1. 現況と問題点 . . . 19
2. その対策 . . . 20
3. 計画 . . . 22
4. 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . 22
5. 対応するSDGs項目 . . . 22

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点 . . . 23
2. その対策 . . . 29
3. 計画 . . . 38
4. 産業振興促進事項 . . . 39
5. 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . 40
6. 対応するSDGs項目 . . . 40

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点 . . . 41
2. その対策 . . . 41

3.	計画	・・・43
4.	公共施設等総合管理計画等との整合	・・・43
5.	対応するSDGs項目	・・・43

第5章 交通施設の整備，交通手段の確保

1.	現況と問題点	・・・44
2.	その対策	・・・45
3.	計画	・・・46
4.	公共施設等総合管理計画等との整合	・・・47
5.	対応するSDGs項目	・・・47

第6章 生活環境の整備

1.	現況と問題点	・・・48
2.	その対策	・・・51
3.	計画	・・・54
4.	公共施設等総合管理計画等との整合	・・・55
5.	対応するSDGs項目	・・・55

第7章 子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1.	現況と問題点	・・・56
2.	その対策	・・・58
3.	計画	・・・64
4.	公共施設等総合管理計画等との整合	・・・66
5.	対応するSDGs項目	・・・67

第8章 医療の確保

1.	現況と問題点	・・・68
2.	その対策	・・・68
3.	計画	・・・69
4.	公共施設等総合管理計画等との整合	・・・69
5.	対応するSDGs項目	・・・69

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点 . . . 70
2. その対策 . . . 71
3. 計画 . . . 74
4. 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . 76
5. 対応するSDGs項目 . . . 77

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点 . . . 78
2. その対策 . . . 78
3. 計画 . . . 79
4. 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . 79
5. 対応するSDGs項目 . . . 79

第11章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点 . . . 80
2. その対策 . . . 80
3. 計画 . . . 82
4. 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . 82
5. 対応するSDGs項目 . . . 82

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点 . . . 84
2. その対策 . . . 84
3. 計画 . . . 84
4. 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . 84
5. 対応するSDGs項目 . . . 85

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点 . . . 86

2.	その対策	・・・87
3.	計画	・・・90
4.	公共施設等総合管理計画等との整合	・・・90
5.	対応するSDGs項目	・・・90

事業計画（令和3年度～令和7年度）	過疎地域持続的発展特別事業分	・・・91
-------------------	----------------	-------

第1章 基本的な事項

1. 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的・経済的諸条件の概要

① 経過

平成18年3月20日、それまでの名瀬市、大島郡住用村、大島郡笠利町が新設合併し奄美市が設置された。このうち合併前の1町1村は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の対象地域になっていたが、合併により新たに奄美市全域が過疎地域としてみなされた。その後、平成22年の同法改正により、過疎地域の要件が変更になったことから、「みなし過疎地域」から「過疎地域」となった。

同法の期限切れに伴い令和3年4月1日に施行された、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」（以下「過疎法」という。）に基づき、奄美市全域が同法の対象地域（以下「過疎地域」という。）とされた。

② 自然的条件

本市は、北緯28度にある奄美大島の最北端に位置する笠利地域と、中央に位置する名瀬地域、東南部に位置する住用地域から構成され、近海を流れる黒潮の影響を受け、温暖・多湿の亜熱帯性の気候条件にある。

地形をみると、サンゴ礁の海岸が見られる一方、南西諸島の中では比較的山の多い地形であり、最高峰は金川岳となっている。

植生は、イタジイ、リュウキュウマツ、イジュ、ガジュマル、ヒカゲヘゴ、アダン等の群落が普通にみられ、典型的な亜熱帯性の植物相をもち、住用川と役勝川の河口付近にはマングローブも広がっている。

こうした特異な自然環境の下、国の天然記念物として最初に指定されたアマミノクロウサギのほか、ルリカケス、オーストンオオアカゲラ、オオトラツグミ等の鳥類、リュウキュウアユ等の魚類、オットンガエル等の両生類に代表される世界的に

も希少な野生生物の宝庫となっている。

また、夏から秋にかけては、台風が常襲し、住家や農作物・諸施設に大きな被害を与えている。

本市の過疎地域の総面積は 308.33 k m²である。

表 1-1 過疎地域の面積

	市域面積 (k m ²)	割合 (%)
名瀬地域	129.72	42.1
住用地域	118.34	38.4
笠利地域	60.27	19.5
市域面積	308.33	100.0

③ 歴史的条件

奄美大島は、1609年に薩摩藩の支配下に置かれるまで、琉球王朝に属していた。明治以降は鹿児島県大島郡となり、太平洋戦争後は、沖縄や小笠原と同様に、米国の支配下にあったが、昭和28年に日本に復帰した。

名瀬地域は、明治41年の島嶼町村制施行にあたり、名瀬方に古見方及び芦花部、有良を含めて名瀬村となり、大正11年、名瀬村の金久・伊津部の両地区が分離して名瀬町となり、ほかの地区は三方村となった。昭和21年に米軍政下に入り、名瀬町は名瀬市となり、昭和30年に三方村を編入した。住用地域は、明治41年に住用村となった。笠利地域は、明治41年に赤木名方と笠利方を合わせて笠利村となり、昭和36年に笠利町となった。

④ 社会的・経済的条件

本市のうち、名瀬地域は、奄美群島の中心都市として政治、経済、文化その他あらゆる面で重要な役割を担ってきた地域である。笠利地域は、奄美大島の中でも比較的平地が多く、広い農地を有している。そのためさとうきびを中心とし、花卉、

野菜栽培、畜産などが盛んな農業地帯である。住用地域は、奄美群島の中でも、豊かな自然に恵まれており、世界的にも希少な動植物が多く生息している地域である。

また、本市を含む奄美群島は、平成 29 年 3 月に奄美群島国立公園に指定されたほか、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」としての世界自然遺産登録への機運の高まりなどもあり、メディアでも取り上げられる機会も増えてきている。そのため、奄美大島への入込客は令和元年まで順調に増加してきており、令和 2 年は一旦減少したが、世界自然遺産登録を契機に、今後の入込客のさらなる増加が期待される。

(2) 市における過疎の状況

① 人口

本市の人口は、平成 27 年国勢調査で 43,156 人であり、人口における若年者比率 10.1%、高齢者比率 28.5%（全国平均 26.6%）である。人口の推移は、昭和 60 年（60,455 人）をピークに徐々に減少しており、少子高齢化と、島外への人口流出により、少しずつ過疎化が進行している。

② 旧過疎法等に基づく対策

本市は、これまで前身の各過疎法等によって産業の振興、交通通信体系及び生活環境施設の整備、高齢者福祉等の充実、教育文化の振興、定住促進対策など総合的かつ計画的に対策を講じてきた。しかしながら過疎に加え、外海離島という厳しい条件下の中では、まだ十分に基盤整備が整ったとは言えず、今後も順次、整備に取り組んでいかなければならない。

③ 現在の課題

本市では、若年人口の減少、高齢化の進行等により、各種産業の担い手不足や、地域社会の活力低下などを招いている。今後は、一定程度の人口を維持することが目標であり、そのために、各種産業の振興、自然環境の保全と活用、生活環境対策、

U・Iターン者の定住促進，子育て環境のさらなる充実，地域の特色を活かした教育・文化の振興，保健・医療や福祉対策等の様々な課題に取り組んでいく必要がある。

④ 今後の見通し

過疎法に基づいて策定する本計画において位置付ける施策・事業を、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「奄美市『攻め』の総合戦略」等による取組み等と連動させながら推進するとともに，奄美群島12市町村で策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」に基づく施策等に近隣自治体と連携して取り組むことによって，より効果的・広域的な施策展開が図られ，持続可能な地域社会の形成が期待できる。

(3) 産業構造の変化，地域の経済的な立地特性

本市は，鹿児島県本土と沖縄本島のほぼ中間に位置している奄美大島に属しており，政治・文化・経済等多様な影響を両県地域より強く受け続けてきた。太平洋戦争後，米軍統治下に置かれるも，昭和28年12月25日に本土復帰を果たし，昭和29年6月制定の「奄美群島復興特別措置法（昭和29年法律第189号）」，昭和39年3月制定の「奄美群島振興特別措置法（昭和39年法律第43号）」，昭和49年3月制定の「奄美群島振興開発特別措置法（昭和49年法律第9号）」，さらに同法の5年ごとの改正と，これまでの奄美群島における特別の措置に基づく各種事業等により，交通基盤及び生活環境の整備や産業の振興などが図られてきた。その間，産業構造の変化は，農業を中心とした第一次産業から製造業を中心とした第二次産業へ，さらにサービス業等を中心とした第三次産業へと移行している。

2. 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による人口増減率をみると，昭和50年から平成27年の間に約25.9%，平成22年から平成27年の間に約6.4%減少しており，本市の人口は，わずかずつだが，減少を続

けている。今後の見通しとしては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2060年の人口は17,596人となっており、平成27年（2015年）からの人口減少率は約59.2%と見込まれている。なお、合計特殊出生率1.83（2008年～2012年の実績）が後年度に継続して推移すると仮定した場合、本市独自の試算によると、2060年の人口は19,308人となり、平成27年（2015年）からの人口減少率は約55.3%と試算されている。

また、国勢調査による産業別就業人口の割合は、本市では、平成22年に第一次産業4.2%、第二次産業14.4%、第三次産業80.9%であったのに対し、平成27年は第一次産業で0.4%減の3.8%、第二次産業で0.2%増の14.6%、第三次産業で増減なしの80.9%となっている。昭和60年と比較すると、第一次産業の割合で2.7%減少、第二次産業で25.9%減少、第三次産業で28.8%増加しており、第一次、第二次産業から第三次産業への移行が見られる。

このような現状の中、本市においては、人口減少を抑制するため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「奄美市『攻め』の総合戦略」に基づく個性と優位性を活かした施策や、地域の個性を活かした体験型観光等への展開を図るとともに、世界自然遺産を活用した取り組み等を積極的に推進するなど、交流人口の拡大を目指した施策を展開しているところである。併せて、奄美群島12市町村で策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」に重点3分野＋2分野として位置づけられた、「農業」、「観光／交流」、「情報」、「文化」、「定住」に関する施策に、奄美群島12市町村と奄美群島広域事務組合が連携して重点的に取り組んでいるところである。

表 1-2(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 57,555	人 58,001	% 0.8	人 57,278	% △0.5	人 58,257	% 1.7	人 60,052	% 3.1
0～14 歳	22,304	21,008	△5.8	18,013	△19.2	16,833	△6.6	16,337	△2.9
15～64 歳	31,248	32,584	4.3	34,312	9.8	35,805	4.4	37,376	4.4
うち 15～29 歳 (a)	11,229	11,340	1.0	12,627	12.4	12,946	2.5	12,800	△1.1
65 歳以上 (b)	4,003	4,409	10.1	4,953	23.7	5,615	13.4	6,339	12.9
(a) / 総数 若年者比率	% 19.5	% 19.6		% 22.0		% 22.2		% 21.3	
(b) / 総数 高齢者比率	% 7.0	% 7.6		% 8.6		% 9.6		% 10.6	

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 60,455	% 0.7	人 56,026	% △7.3	人 53,410	% △4.7	人 51,898	% △2.8	人 49,617	% △4.4
0～14 歳	15,885	△2.8	13,502	△15.0	11,366	△15.8	9,367	△17.6	8,064	△13.9
15～64 歳	37,076	△0.8	33,876	△8.6	32,305	△4.6	31,308	△3.1	29,862	△4.6
うち 15～29 歳 (a)	10,778	△15.8	8,539	△20.8	7,879	△7.7	8,000	1.5	6,906	△13.7
65 歳以上 (b)	7,494	18.2	8,648	15.4	9,739	12.6	10,895	11.9	11,684	7.2
(a) / 総数 若年者比率	% 17.8		% 15.2		% 14.8		% 15.4		% 13.9	
(b) / 総数 高齢者比率	% 12.4		% 15.4		% 18.2		% 21.0		% 23.5	

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 46,121	% △7.0	人 43,156	% △6.4
0～14 歳	7,003	△13.2	6,260	△10.6
15～64 歳	27,197	△8.9	24,571	△9.7
うち 15～29 歳 (a)	5,395	△21.9	4,358	△19.2
65 歳以上 (b)	11,913	1.9	12,305	3.3
(a) / 総数 若年者比率	% 11.7		% 10.1	
(b) / 総数 高齢者比率	% 25.8		% 28.5	

表 1-2(2) 人口の見通し

区 分	2015 年 (平成 27 年)	2030 年		2045 年		2060 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
国立社会保障・人口問題研究所推計 (2019 年)							
総数	人 43,156	人 34,264	% △20.6	人 25,355	% △26.0	人 17,596	% △30.6
0～14 歳	6,260	4,284	△31.6	2,703	△36.9	1,810	△33.0
15～64 歳	24,571	16,541	△32.7	10,921	△34.0	7,036	△35.6
65 歳以上	12,305	13,439	9.2	11,731	△12.7	8,750	△25.4
市独自推計 (奄美大島人口ビジョン 2020)							
総数	43,156	35,937	△16.7	27,708	△22.9	19,308	△30.3

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

地方分権や構造改革などの進展により、自治体は、自らの責任と判断により、行政運営の重要性を踏まえ、多様な住民ニーズに的確に応じていくために、簡素で効率的な行政体制の整備と地域特性を活かした自主・自立に向けた改革が必要となっている。本市においては、これまで、組織機構の改善、事務事業の見直しや行政執行体制における定員管理、給与の適正化、指定管理者制度の運用、AI-OCRやRPA等の各種ICTツールの導入、歳入確保への取組みなど、行政全般にわたり各種の対応を講じ、厳しい行財政環境の中、多様化する行政需要に対処しながら住民サービスの向上を図ってきた。

今後も、職員の資質の向上や機能的な組織の形成に取り組むとともに、長期的視野に立った計画的な事業の展開により、効率的な行政運営の推進を図り、住民参画のまちづくりを推進する。

本市の組織は、本庁を中心とし、各地域に支所を置く総合支所方式である。平成18年3月20日の合併に伴い、本庁を名瀬総合支所が兼務し、住用総合支所、笠利総合支所を設置した。

広域行政の面では、次のような広域行政体の組織に加入している。

- ◆ 大島地区衛生組合（奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町）
- ◆ 大島地区消防組合（奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町）
- ◆ 奄美群島広域事務組合（奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町）
- ◆ 奄美大島地区介護保険一部事務組合（奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町）
- ◆ 鹿児島県農業共済組合（大島支所管内市町村：奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町）

(2) 財政の状況

令和元年度における財政状況は、普通会計で集計すると、財政力指数 0.27、実質公債費比率 9.5%、経常収支比率 93.6%となっている。

今後においても、地方交付税制度や国・県補助金などの見直しが進む中、少子高齢化対策をはじめとする行政需要の増大など、合併に伴う行財政運営の効率化に努めてもなお一層厳しくなることが予想される。このため、後年度の財政状況を見据えて、国・県補助事業や有利な地方債の活用など財源の確保に努めながら、中長期的視点に立った各種計画に基づき、住民ニーズに即した行政サービスの向上や地域経済を支える公共投資を計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

表 1-3(1) 市財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	34,096,987	32,794,284	36,153,979
一 般 財 源	17,960,735	17,456,257	17,448,393
国 庫 支 出 金	7,366,176	7,354,867	7,435,425
都 道 府 県 支 出 金	2,133,443	2,211,794	2,414,170
地 方 債	3,649,400	3,596,400	4,431,800
うち過疎債	677,600	1,201,700	1,554,000
そ の 他	2,987,233	2,174,966	4,424,191
歳 出 総 額 B	32,984,287	31,647,382	35,337,826
義 務 的 経 費	17,836,704	17,459,583	18,313,901
投 資 的 経 費	4,759,987	4,113,930	6,390,626
うち普通建設事業	3,719,685	4,001,534	6,064,459
そ の 他	9,295,907	8,349,675	8,589,388
過疎対策事業費	1,091,689	1,724,194	2,043,911
歳入歳出差引額 C (A - B)	1,112,700	1,146,902	816,153
翌年度へ繰り越すべき財源 D	318,159	80,303	175,679
実 質 収 支 C - D	794,541	1,066,599	640,474
財 政 力 指 数	0.26	0.26	0.27
公 債 費 負 担 比 率	17.3	18.8	19.3
実 質 公 債 費 比 率	13.5	9.5	9.5
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	92.3	89.2	93.6
将 来 負 担 比 率	98.6	40.7	42.1
地 方 債 現 在 高	36,644,313	37,197,298	42,934,284

(3) 公共施設整備水準等の現状と動向

公共施設の整備水準の現況は、下記のとおりである。

今後、奄美群島振興開発特別措置法に基づく各種施策、奄美市市町村建設計画、過疎地域持続的発展計画、辺地総合整備計画等に基づき、地域の特性やバランス、利便性などにも十分配慮し、整備していく。

表 1-3(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町 村道	改良率 (%)	33.1	53.5	64.4	72.2	74.7
	舗装率 (%)	29.9	57.3	71.3	79.6	83.8
農道 延長 (m)		-	-	-	183,893	201,937
耕地 1ha 当たり農道 延長 (m)		39.9	39.7	62.2	-	-
林道 延長 (m)		-	-	-	88,008	83,916
林野 1ha 当たり林道 延長 (m)		8.8	10.9	11.1	-	-
水道普及率 (%)		98.1	100.0	99.7	99.7	99.7
水洗化率 (%)		0.0	39.2	71.6	92.3	96.7
人口千人当り病院, 診 療所の病床数 (床)		23.1	27.9	33.9	36.8	37.3

4. 地域の持続的発展の基本方針

本市は、これまで過疎地域自立促進特別措置法及びその前身の各法律によって産業の振興、公共施設等の整備など総合的かつ計画的に対策を図ってきた。

しかしながら現在、本市においては、少子高齢化や人口流出等により、少しずつ過疎化が進行している。

今後、本市のまちづくりにおいては、過疎法に定める過疎地域持続的発展特別事業等も効果的に実施しながら、本地域の特徴である自然を崇拝する古きよき伝統文化や精神を継承しつつ、人と自然、文化との密接な関わりの中で様々な施策を展開し、持続可能な地域

社会の形成，地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に取り組む必要がある。

このような考えを基本とし，本市が目指す将来像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（しま）」の実現のため，次の施策を展開する。

（１） 保健・医療・福祉の充実

本市は，若者の流出等に伴う過疎・高齢化が進行しているが，出生率が比較的高く，温暖な気候や豊かな自然に囲まれ，互いの関わりが深い地域社会の存在等，長寿のための条件が整っていることから，「長寿と子宝」というテーマでくくることができる。

このことから，これらの基本的条件に加え，保健，医療，福祉，介護，就労，育児，文化活動等の環境を整備することにより，すべての市民一人ひとりが，安心して暮らせるまちづくりを進める。

多くの人々が健康でいきいきと活動することで，個人の生活の質を高めるとともに，まちの活性化や福祉政策の充実，医療費負担の軽減，社会保障制度の適正化，世代を超えた交流の実現，生活文化の継承など，さまざまな側面での効果が期待できる。

また，福祉や介護についても，行政側からのサービス提供だけではなく，自助，互助，共助の視点を持ち，本市の伝統の一つであるふれ合いと支え合いに満ちた結いの精神を生かしながら，互いに助け合っていく地域ぐるみの取組みを促進する。

さらに，奄美の持つ自然的特性や社会的環境等の要素と長寿との関わりを研究・検証し，一層充実した環境整備を図り，明るく活力ある健康長寿に対する市民ニーズに対応した健康で長寿を謳歌するまちづくりを目指す。

（２） 産業・経済の活性化

本市では，亜熱帯海洋性の豊かな自然環境を活用した農林水産業や地場産業等が，結いの精神のもとに，育まれ，受け継がれてきた。将来にわたり，これらの産業を発展させていくためには，地域内における産業経済活動の活性化を図るとともに，付加

価値の高い地場産品や豊富な観光資源の活用による地域外マーケットへの販売戦略等、一層の力強い取組みが必要である。

基幹産業である農林水産業については、安定した経営基盤の確立と生産者所得の向上を推進するため、農林水産物のさらなる品質向上による「奄美ブランド」確立に向けた取組を促進するとともに、情報通信技術を活用した流通強化と、地産地消の拡大や単収向上等に向けた生産基盤の整備を推進する。また、果樹などはもとより、地域内の作物を余すことなく活用する体制に向けて、産学官連携や農商工連携などによる新商品開発等を推進するなど、新たな所得向上策を展開する。

観光業をはじめとするサービス産業については、自然、歴史、芸能・文化、食などの地域資源を活用した観光メニューに加え、奄美の生活習慣や労働を体験するプログラムの開発、スポーツアイランド構想の推進など、多様化する消費者ニーズへの対応と本市の魅力を最大限発揮する方策を推進する。

また、本場奄美大島紬や奄美黒糖焼酎をはじめとする地場産業では、付加価値向上及び安定的な販路の確保を図るとともに、泥染めや醸造技術などの伝統技法を活用した新たなものづくりへの取組みを積極的に支援する。

外海離島である本市の地理的不利性を克服する情報通信産業は、将来にわたり成長が期待されることから、基盤整備を推進するとともに、各産業における情報通信分野の連携を図る。

加えて、本市の産業全体を、将来にわたり活力に満ち持続的に発展させていくために、各産業における人材の育成・確保を推進するとともに、新規産業などの創出・誘致に努め、雇用機会の拡大を図る。

各種施策の展開にあたっては、相互連携による新たな価値の創出、産業経済の全体的な底上げ及び各産業の自立的成長を図ることで観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりを目指す。

(3) 生活環境の整備，自然環境の保全

本市を取り巻く自然環境は、常緑照葉樹林の生い茂る原生林，多種類のサンゴ礁が生育する美しい海，マングローブの広がる干潟等，奄美群島国立公園としての豊かな自然に恵まれている。また，そこには世界的に見ても貴重な野生動植物が生息し，独特の生態系を育んでいる。これらの希少野生動植物，独特の生態系等は，世界中の人々にとっても貴重なかけがえのない財産であり，自然との共生を図る知恵と伝統を活かした「環境立島」を目指し，この豊かな自然を将来にわたって引き継いでいくことは，重要な責務である。

そのため，国立公園内の重要地域の保全及び世界自然遺産を活用した取組みを推進するとともに，外来種対策やサンゴ礁の再生等，自然環境の保全・再生に重点をおいたまちづくりを進める。

また，地球環境に配慮した取組みとして，自然エネルギーの積極的な活用・先進的な技術導入等を推進するとともに，廃棄物の排出抑制・リサイクル化をさらに進め，資源循環型社会の構築を促進する。

こうした豊かな自然環境の保全と再生という意識を念頭におきながら，市民が安心して快適な暮らしができる生活空間を創出するため，道路や上下水道，公営住宅等の生活基盤の整備を進めるとともに，奄美群島の郡都を担う中心市街地の活性化に向けてハード・ソフト両面から取組み，賑わいと交流空間の創出を図る。

併せて，医療・福祉，教育・文化，商業・金融，行政機能等の生活関連施設の充実を図り，利便性の高いまちづくりを推進する。

また，台風や地震等の自然災害へ備え，治山治水等の防災対策をはじめ，道路網や港湾施設等の整備充実を図り，市民生活の安全を守る。

さらに，本市地域間の連携を強化し，周辺町村や島外との広域的な交流を推進していくため，道路網をはじめ航空路線や離島航路，公共交通機関等の整備充実を図る。

こうした基盤整備を進めるにあたっては，豊かな自然と調和のとれた「人と自然との

共生」を実現するため、市民生活や長寿社会へのニーズを的確に把握し、既存施設の有効活用も図りながら、自然環境の保全と、市民生活の安全性・利便性が調和した、癒しを体感出来る自然に囲まれた快適なくらしのまちづくりを目指す。

(4) 教育・文化の振興

人口減少・少子化の中で、子どもたちは、本市の将来を担う大切な財産といえる。

「地域に根ざしたふるさと教育～奄美の子どもたちを光に～」の基本方針のもと、児童・生徒の個性、能力及び自主性を尊重し、学校、家庭及び地域社会の三者が連携しながら、子どもたち一人ひとりに確かな学力の定着と向上を図り、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる、豊かな心と健康でたくましい体の育成や安全・安心で快適な学校生活を過ごせる教育環境の充実に努める。

また、地域に開かれた学校づくりや、郷土の教育的風土に根ざした体験活動、地域の文化・自然を生かした郷土学習など、特色ある教育活動の支援を行う。

高等学校教育については、社会の変化に対応し地域活力を生み出す人材を育成するため地域の要請にこたえる教育環境整備を促進する。

また、高等教育機関・研究機関等との連携についても、地域の活性化を促進し、地域産業の活力創出に向けて時代の潮流や地域の要請に対応できる人材の育成・確保を図るため、現存機関の充実や、高等教育機関・研究機関等との連携に努める。

生涯学習については、すべての市民一人ひとりが生き生きと健康的で豊かに暮らしていくための「生きる力」を身に付け、生涯を通して学習できる支援体制の確立に努める。そのためには、お互いの個性・人権を尊重し、世代を超えて互いに学び、すべての市民一人ひとりが生き生きと共に支え合い、地域の特性を生かした多彩な学習と交流が広がるよう、「市民ひとり一学習、一スポーツ、一ボランティア」を合言葉として、共に生きる社会環境づくりを推進する。

文化行政では、地域力の根幹である自然、歴史及び文化の総合的把握を推進し、時

代の移り変わりとともに変化していく社会の中で、長年にわたり継承されてきた地域文化の特性を検証しながら、文化財の保護と文化振興に努める。また、国指定文化財の文化財等を中核とした地域特有の自然環境、歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を生かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め、文化的コミュニティ活動を促進し、文化薫るまちづくりを推進する。

スポーツ・レクリエーションは、体を動かしたいという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、連帯感等精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進を図ることができる。これらの振興により、子どもたちの体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実を推進する。

各種施策の展開と相互連携により、地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくりを目指す。

(5) 市民協働、行財政改革等の推進

奄美は、亜熱帯の温暖な気候の下、広く周辺地域と交流し影響を受けながら、地域独特のシマ唄や自然と一体となった生活文化など、固有の地域社会を形成してきた。

また、戦後、祖国復帰してからは、奄美群島振興開発特別措置法の下、社会基盤の整備等により生活環境は大きく向上している。

近年は、長期にわたる地域経済の低迷、高齢化や若年者の流出などにより地域力の衰退が顕著となる中、地域固有の文化や豊かな自然環境が全国的な注目を集め、広く奄美地域全体においてもその良さが再認識されるなど、変化の時代に向かっている。

今後は、男性と女性、市民や企業と行政がともに認識を新たに、その個性と特性を活かしながら、地域の豊かさは地域で育み、地域の安心は地域で守る、自立と共生・協働による、魅力ある地域づくりに取り組む必要がある。

市民が主体的に活躍するコミュニティの力は、魅力ある地域づくりの重要な基礎となる。地域における総合的なコミュニティとしての自治会や集落会の活性化、環境保全、青少年育成など地域を良くしたいとの思いとテーマを持って取り組むNPOやボランティア団体の育成に取り組み、地域づくりの足腰の強化に努める。

少子高齢化に伴う社会福祉の問題や長期不況による働く場の減少、島嶼地域という地理的不利性の克服、火災や大規模災害時の避難や救助活動など、さまざまな課題の解決は、市民や企業の努力だけでは困難であり、行政の取組にも限界がある。地域の発展と課題の解決のため、地域コミュニティ、NPO、企業等の各種民間団体といった、多様な主体との連携をはじめ、近隣自治体や首都圏など都市地域との連携や交流、さらには国際交流など内外にわたる協働により多様な知恵とノウハウを結集し、他の島嶼地域のモデルとなる安全で安心な豊かな社会を育てていく。

現在、「地方分権」と「地域情報化」というこれからの市民生活や行財政運営に大きな影響を与える社会変革が進んでいる。今後とも、構造改革特別区域計画、地域再生計画等の積極的な活用を図るなど、分権時代に即した地域活力の創造と市民満足度の高い行政サービスの提供に向け、市民の意見を反映し持続可能で安定した地域社会を目指した行財政改革を進める。また、地域全体で情報化社会の恩恵が享受できるよう、市民と行政が一体となって情報リテラシーの向上に取り組み、新しい「奄美らしさ」を発信して魅力ある地域づくりを目指す。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域の指定要件が「人口減少率」であることに鑑み、人口に関する目標を設定することとする。

① 総人口（奄美市）

奄美大島5市町村で策定した人口ビジョンにおいて、奄美大島の2060年（令和42年）の将来目標人口を52,600人（2010年（平成22年）総人口の約8割程度）と設

定しており、このうち奄美市の内訳として 36,420 人を目安としている。この目標の達成に向けて 2025 年（令和 7 年）に維持しておきたい人口の目安値を、本計画における目標とし、次のとおりとする。

基準値：43,156 人（2015 年（平成 27 年）） ※出典：国勢調査

目標値：41,313 人（2025 年（令和 7 年））

② 移住者数（奄美市）

本市施策を通じた本市への移住者数の目標として、次のとおりとする。

基準値：－

目標値：200 名（2021 年度（令和 3 年度）～2025 年度（令和 7 年度）の累計）

③ 出生数（奄美市）

本市における出生数の目標として、次のとおりとする。

基準値：295 人（2017 年（平成 29 年）10 月～2018 年（平成 30 年）9 月）

※出典：鹿児島県年齢別推計人口調査（鹿児島県統計課）

目標値：295 人（2024 年（令和 6 年）10 月～2025 年（令和 7 年）9 月）

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

(1) 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

(2) 評価手法

基本目標に掲げた指標について毎年、実績を調査し、達成に向けての現状確認を行うとともに、必要に応じて事業の見直し等を行う。

7. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成 29 年 3 月に奄美市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針として、

- ①保有総量の縮小による将来更新負担額の軽減
- ②長寿命化の推進によるライフサイクルコスト軽減
- ③施設管理の効率化によるコスト削減

の 3 点を掲げている。

本計画において示す公共施設等の整備については、上記の考え方を基本として実施するものとする。

9. SDG s（持続可能な開発目標）との整合

SDG s（エスディージーズ、Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015 年の国連サミットで採択された、2030 年を達成年限とする国際目標であり、貧困、飢餓、保健、教育といった 17 の目標で構成されている。SDG s は世界規模で取り組むべき課題を明確にしたものであり、本市においても地域の実情に即して取り組んでいくべきものである。

そこで、本計画においては、各章ごとに SDG s との関連性を示し、各種施策・事業を推進することで、SDG s の達成の一助となるよう取り組むこととする。



第2章 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

1. 現況と問題点

(1) 移住・定住の促進

本市の人口は、昭和60年をピークに減少を続けている。人口減少は全国的な傾向であることから、人口減少のスピードを抑え、一定程度の人口を維持していく施策を実施していく必要がある。

また、本市における平成29年の合計特殊出生率は1.91と、全国平均や県内平均よりは高いものの、人口維持の目安となる2.08を下回る状況にあり、子どもを産み育てやすい環境整備が求められている。

今後は新たな地域産業の確立による雇用の場の確保や国内外の移住希望者へ本市の魅力をいかに発信していくか、さらに、地域でのU I Oターン者の受け入れへの機運を盛り上げていくことが重要になっている。

本市では、定住促進住宅の整備などにより、U I ターン者の地域への定住を促進してきたが、今後も、更なる定住促進、U I Oターン者の誘発に向けた取組みを継続する。

(2) 地域間交流・国際交流の促進

本市は、鹿児島県と沖縄県のちょうど中間に位置し、古くより両県との交流が盛んであったが、交通機関の発達とともに、本土・各離島間を結ぶネットワークが強化され、より多くの人・物の移動が可能となった。今後は、両県との橋渡し役としての機能を充実・強化し、沖縄県との県際交流を促進する。

また、国外においては、アメリカ合衆国テキサス州のナカドゥチェス市と姉妹都市盟約を締結し、中学生の国際交流など、継続的な親善交流を行っており、市民レベルでも中国などとの交流も活発に行われているが、このような活動は一部の市民に限ら

れており、国際交流に関する市民意識の啓発に取り組む必要がある。

また、兵庫県西宮市と友好都市盟約を締結しており、両市の祭りにおける相互交流を行っているが、今後の交流活動の促進が課題となっている。

小・中学生の交流活動としては、長野県小川村と群馬県みなかみ町との交流活動、行政においては、世界自然遺産に関する取組み等を通じた沖縄地域との連携・交流活動が積極的に行われている。

今後は、このような交流を継続するとともに、将来を見据えた青少年交流事業や経済交流を推進するための活動を促進することが求められている。

(3) 人材育成

本市の活性化のためには、市民が積極的にその実現に関わっていくことが重要である。市民一人ひとりが、地域社会の担い手であることを自覚し、自分の住む地域や、市全体のことを考え、自らの役割を果たしていくことが求められており、そのような人材の育成が課題となっている。

2. その対策

(1) 移住・定住の促進

- ① 定住希望者の住宅確保に向けた体制の充実・強化、UIOターン者への住宅購入、リフォームに対する支援、空き家の利活用を図る。
- ② 広域的な取組みも視野に入れた定住希望者への情報提供体制の充実・強化を図る。
- ③ 雇用者確保総合支援事業により、雇用者の確保や働きやすい職場づくりを促進する。
- ④ 都市再生整備計画事業を実施することにより、中心市街地の利便性を高めることで、住みやすいまちづくりを推進する。

(2) 地域間交流・国際交流の促進

- ① 世界自然遺産をはじめ，地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との交流を促進するため，観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流，亜熱帯性の気候等を生かした農林水産業等の技術交流などを積極的に展開する。
- ② 国内・国際交流を発展させるためにも目的をもった特色ある交流と派遣を推進し，人的交流のみならず，文化的・経済的交流への拡大を図る。
- ③ アジア地域を中心とした新たな国際交流・協力ネットワークを形成するため，県と連動した取組を推進する。
- ④ ナカドゥチェス市との中学生国際交流事業を継続するとともに，新たな地域との国際交流の拡大に努める。
- ⑤ 児童生徒やボランティアなど民間組織による国際交流団体の育成と支援に努める。
- ⑥ 沖縄地域との世界自然遺産に関する活動や経済活動の交流拡大に努める。
- ⑦ 奄美群島広域事務組合を主体とした沖縄やんばる地域との，観光・文化など各種交流事業を推進し，交流人口の拡大を図る。
- ⑧ 全国の奄美出身者との連携を図り，各種イベント等を活用した奄美のPRと交流の拡大に努める。
- ⑨ 長野県小川村と群馬県みなかみ町との児童生徒の地域間交流活動を継続するとともに，新たな地域との交流拡大に努める。

(3) 人材育成

- ① 次世代を担う子どもたちに奄美大島の魅力を伝え，将来，島で活躍したいと思ってもらえるきっかけづくりに取り組む。
- ② 大学等の高等教育機関との連携による人材の確保・育成を進める。

- ③ 専門的知識を有するガイド人材や、フリーランス、企業における人材の育成を促進する。
- ④ 奄美看護福祉専門学校への支援を実施し、医療福祉分野における人材育成を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流の 促進, 人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	奄美看護福祉専門学校支援事業 【具体的な事業内容】 奄美看護福祉専門学校の運営支援 【事業の必要性】 本市は、離島である環境から、特に高校卒業後の若者の島外流出が顕著である。その抑制の意味において、若者の進路選択の受け皿としての本専門学校の存在意義は大きい。 【将来に渡り見込まれる事業効果】 市内における人材育成の強化、高校卒業後の若者の島外流出の抑制	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

5. 対応するSDGs項目



第3章 産業の振興

1. 現況と問題点

(1) 農業

本市は、亜熱帯海洋性気候の下、四季を通じて温暖な自然条件に恵まれ、亜熱帯性作物の生産に適しているものの、冬、春の季節風や曇天による日照不足、台風の襲来等により作期と作物が制限されている。

本市の耕地面積は1,330haで、総面積の4.3%となっている。平成30年度の農業産出額は、約15億7千万円であり、主な作物の生産額は、さとうきびが約4億8千万円、果樹が約3億2千万円、畜産が約5億5千万円、野菜が約2億円となっている。

本市における農業形態は、笠利地区では平坦地を活用したさとうきび・肉用牛等の土地利用型農業に加え、マンゴー等の施設園芸、野菜等の栽培が展開されている。

また、名瀬地区・住用地区については、傾斜地を活用したタンカン等の亜熱帯果樹栽培に加え、平坦地ではパッションフルーツ等の施設園芸、野菜等の栽培が展開されている。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、後継者不足、販路の不安定性、燃油高騰、肥料・飼料の高騰、荒廃農地の増加等多くの課題があり、基盤整備や農業用水施設整備をさらに推進する必要がある。

本市においては、農家数が年々減少しており、農林業センサスによれば、昭和60年には2,058戸であったのに対し、平成27年現在1,051戸である。また、農業人口の低下は、そのまま第一次産業就業人口の減少に繋がっており、平成27年現在産業人口に対する農業割合は3.02%である。

表3-1 兼業別農家戸数・就業人口

区 分		昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
世 帯 数	農家戸数	2,058	1,437	1,589	1,429	1,172	1,145	1,051	
	専 業	369	370	601	336	320	327	284	
	兼 業	第1種兼業	381	311	277	113	69	61	46
		第2種兼業	1308	756	711	980	783	176	176
	非農家戸数	18,696	18,947	18,895	19,392	19,618	18,969	18,576	
	計	20,754	20,384	20,484	20,821	20,790	20,114	19,627	
就 業 人 口	第 一 次 産 業	1,816	1,579	1,491	1,062	10,560	827	749	
	うち農業人口	1,390	1,209	1,203	859	883	645	591	
	第 二 次 産 業	11,239	7,196	5,968	4,904	3,968	2,866	2,854	
	第 三 次 産 業	14,653	14,693	15,675	16,086	16,655	16,062	15,815	
	計	27,708	23,468	23,134	22,052	21,679	19,855	19,548	
	産業人口に対する 農業割合	5.02%	5.15%	5.20%	3.90%	4.07%	3.24%	3.02%	

(2) 林業

本市の森林面積（令和元年度）は、24,337ha で総面積の約 79%を占めており、そのうち国有林が 2,259ha で 9.3%，民有林が 22,078ha で 90.7%（内、私有林 15,984ha で 65.7%）となっている。

また、民有林の 92.1%がイタジイ等を主体とした天然林が占めており、人工林率は 7.9%となっており、スギ、ヒノキの占める割合は極めて低くなっている。

これらの森林は、地域の林業生産活動が行われる経済林としてのみならず、水源かん養林等として重要な役割を果たしてきた。

今後は、この豊富な資源を有効利用するため、育成複層林改良等を計画的に推進し、建築用材や家具用材等への利用可能な優良林分へ誘導するとともに、森林のもつ水源のかん養・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発

揮を図る必要がある。

また、北部の海岸地域においては潮害や風害等を緩和するために、海岸防災林の造成を推進してきたが、今後は枝打ち等の適正な管理を行う必要がある。

さらに、幹線道路沿線や里山林など公益上重要な森林における防災等の観点から、森林環境の保全を図るため松くい虫被害等による枯れ松など危険木等の伐倒除去を行う必要がある。

(3) 水産業

本市の水産業は、周囲をサンゴ礁に囲まれ、近海には、天然礁による好漁場が点在するなど、古くから生活と密接に結びついた重要な産業のひとつである。

漁業形態について、多くは、漁船による一本釣り漁業・潜水漁業を営んでおり、採介藻漁業、養殖業、刺網漁業なども営まれている。

しかし、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、内地産鮮魚の普及による魚価の低迷、燃油の高騰などにより漁家所得は減少傾向にあり、さらに、漁業従事者の高齢化、後継者不足など漁業従事者は減少しており、大変厳しい現状にある。

このような中、水産業の振興を図るには、漁場の保全、漁業後継者の育成、鮮度保持の徹底による魚価の向上、加工品開発・販路拡大、魚食の普及など一体となった取り組みを実施する必要がある。

(4) 地場産業の振興

本市の主要な地場産業である本場奄美大島紬を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化等により、生産反数が昭和47年の284,278反をピークとして減反へと転じ、令和元年には3,671反と約1.3%まで落ち込み、生産額も、昭和55年の286億円を全盛期に減少し、近年は3億1千万円と1.1%を割り込む厳しい状況にある。

長引く低迷による紬従事者の離職の増加、高齢化の進行、後継者の不足など、生産

体制を顧みると、基幹産業として厳しい状況にある。

しかし、その知名度、信用度は依然として奄美を代表する産業・文化であり、今後も本市の基幹産業として位置づけられるべきものである。

今後は、伝統産業として受け継がれてきた技術を保存していく一方、消費者ニーズへの対応により、販路拡大を図るとともに、受注生産が主体であった生産地が流通改革を行い、産地希望小売価格の設定を図ることが重要である。

本場奄美大島紬と並ぶ本市の主要な地場産業である奄美黒糖焼酎は、まろやかな風味と、豊富なミネラルやビタミンB類を併せ持つお酒として注目を集め、全国的な焼酎ブームの効果もあり、首都圏を中心に出荷量も飛躍的に伸び、平成 17 年度は全体で 10,885 kℓ、県外移出量が 6,462 kℓ の最高値を示した。

しかし、その後、黒糖焼酎の出荷量は平成 26 年度まで減少が続き、27 年度以降は微量の増減を繰り返している。

奄美黒糖焼酎と本場奄美大島紬は、奄美を代表する地域ブランドであり、今後も、地域ブランドとしてのイメージを確立するため、国内外へ広く宣伝・販売活動の促進を行っていく必要がある。

これら二つの産業に加え、本市では、さとうきび、タンカン、パッションフルーツ、パパイヤ等の農産物を活用したお菓子類、ジュース・ジャム、漬物などの加工品や、ハブ製品、夜光貝などの貝細工、大島紬の小物等の工芸品が生産されている。

近年は、伝統的な自然食品や、健康志向を反映した製品が開発・生産され、各地の物産展等で販売され、徐々に、大消費地での奄美ブランドの確立に向けた礎を築いている。

しかし、その一方、量的に不安定な生産供給体制や、高コストな流通体制に加え、現存商品の品質向上、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発等が課題となっている。

(5) 企業誘致対策

本市においては、少子高齢化と島外への人口流出により、少しずつ過疎化が進行している。このため、雇用機会の拡大を図る企業誘致は、本市の重要な施策であり、これまで、各種事業の実施により情報通信産業や観光業・福祉・医療関連企業等を誘致してきた。今後とも、企業誘致のための基盤整備を図る必要がある。

(6) 起業の促進

高度情報化や交通通信体系の整備を背景に、本市においても多種多様なアイデアをもとにした起業の可能性が高まりつつある。このような背景の中、既存の地場産業を促進するとともに、新たな時代に対応した活力ある産業を育成し、やる気のある起業家を支援していく必要がある。

また、本市ではフリーランスの育成にも力を入れており、フリーランスがより働きやすい環境の整備等を図っていく必要がある。

(7) 商工業

本市の商工業は、中小・零細企業が多数を占めており、昭和 56 年以降、減少傾向にある。特に、基幹産業である大島紬の衰退、公共工事の減少等により、製造業、建設業での減少が目立っている。

また、事業所数の減少と相まって、製造業における出荷額も、年々減少しており、大変厳しい状況になっている。

商業については、全体の小売店舗数が減少する中、1 商店あたりの売り場面積が増加しており、店舗の大型化が進み、中小小売店舗にとって厳しい状況となっている。また、年間小売販売額も、特に卸売業での減少が目立つ状況となっている。

特に、これまで奄美群島の中心商業地として、賑わいを見せていた中心商店街においては、空き店舗はやや減少・歩行者通行量はほぼ横ばいといった状況が続いており、中心市街地の空洞化が懸念されている。

また、商工業全体の厳しい状況は、雇用の悪化をもたらしており、雇用機会の確保に向けた取組みが、ますます重要となっている。

厳しい状況にある商工業の振興に向け、中小零細企業への資金繰り対策や経営相談窓口の機能強化、新たな雇用機会の創出に向けた産業の育成や企業誘致、中心商店街の活性化など総合的な対策が課題となっている。

(8) 観光

沖縄が本土復帰以降、観光の一大拠点として入込客数を伸ばす一方、奄美大島における入込客については、平成22年以前は減少傾向であった。しかし、平成23年以降は増加へと転じ、平成26年のLCC就航などの効果もあり、令和元年には53万人を超え、増加傾向が続いていた。令和2年は減少したものの、今後とも、世界自然遺産効果により、観光客の来島がさらに増加すると見込まれている。

このような状況においては、より多くの方々に奄美の魅力を体感していただき、観光満足度を向上させるとともに、自然環境の過剰利用対策を実施していくことが重要であり、自然環境や文化、人の温かさなど、奄美の特性を生かしたよりよい観光地づくりが求められている。

そのため、観光施設整備はもとより、関係機関と連携した受入体制の整備、ワーケーションも含めた奄美らしい観光スタイルの構築等を図っていく必要がある。

(9) その他

港湾については、名瀬港は生活物資の拠点施設であり、住民が安心できる生活を支えるため、震災等大規模災害発生時における緊急輸送機能等の強化が必要となっている。名瀬港をはじめ、本市の港湾施設については、施設の老朽化への対応等が課題となっており、海上交通の安全性の確保を図るため、施設の改良等が必要となっている。

2. その対策

(1) 農業

- ① 農畜産物の効率的な集出荷を図るため、基盤整備や環境整備を推進し、流通の合理化に努める。
- ② 農業用水施設の整備を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。
- ③ 高齢農業者の農業関連活動や農村地域活動への積極的な参加の促進に努める。
- ④ 地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を支援する。
- ⑤ 自然環境との調和を図りながら、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。
- ⑥ 地域特有の伝統・文化等を生かし、グリーン・ツーリズム等、農村のライフスタイルを実感できる体験メニューの開発による都市と農村の交流を促進する。
- ⑦ 肉用繁殖牛の増頭、優良雌牛への更新並びに子牛の商品性向上（交配指針に沿った交配）を促進するとともに、肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産に努める。
- ⑧ 養豚農家の母豚及び種豚の増頭に対する補助を行い、規模拡大を図る。
- ⑨ 自給飼料確保のための草地の有効活用と飼料生産基盤の整備や集積に努める。
- ⑩ 家畜疾病の発生と蔓延を防止するため、家畜衛生対策を推進する。
- ⑪ 重点振興作物のタンカン、パッションフルーツ、スモモ、マンゴーを核とした果樹及びカボチャ等の野菜を中心とした園芸作物の規模拡大と併せ、生産組織育成に努める。
- ⑫ 高性能選果施設の有効利用を図り、タンカン等園芸作物のブランド化を推進する。
- ⑬ 奄美大島が一体となった広域的な集出荷共販体制確立を支援する。
- ⑭ 流通・販売の戦略的な計画を構築し、新たな流通開拓に努め、販路拡大を図る。

- ⑮ 地産地消の推進や、規格外品対策のために直売所や農産物加工施設を整備し、付加価値の高い農業生産を実現し、販売促進と併せ、農家所得の向上を図る。
- ⑯ 鹿児島県のアンテナショップや奄美出身者と連携した宣伝販売体制を強化し、ホームページによる農畜産物の紹介等PR活動に努める。
- ⑰ (公財) 奄美市農業研究センターとの連携や、地域農業集団・農業生産組織の育成強化と農業近代化施設の支援、各種研修会の充実により、時代に即応する経営感覚の習得を促進する。
- ⑱ 奄美市農業委員会等との連携や企業等の農業進出により、認定農業者など担い手の育成・確保、農地の流動化、荒廃農地の解消等を推進する。
- ⑲ 農業の持つ自然循環機能を生かし、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学合成農薬の使用低減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な取組みに努める。
- ⑳ グリーン・ツーリズムの推進等、観光と連携した新たな農業の展開を図る。
- ㉑ 一般市民を対象に農業体験(講義・実習)を実施し、雇用機会を創出するとともに、高齢化が進む農業の新たな担い手の育成、後継者の確保を図る。
- ㉒ 奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業により、島外出荷の負担軽減を図り、販路拡大を推進する。
- ㉓ 農産物生産振興対策事業を実施することで、市の重点品目及び畜産の商品性の向上を図り、生産性向上、面積拡大、産地化の推進とあわせて地域の活性化を図る。
- ㉔ ミカンコミバエ対策について、誘殺が確認された場合には、国の対応マニュアルに基づき、対応を迅速かつ確実に実施する。

(2) 林業

- ① 森林資源の健全な育成・保存を図るため、適地適木の造林・保育を推進する。

- ② 森林のもつ水源のかん養・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発揮を図る。
- ③ 造林事業の効率化を図るため、自然環境に配慮した林道網の計画的整備を推進する。
- ④ シイタケ・タケノコ・木炭等良質で安全な特用林産物供給のため、生産技術の向上に努め、集出荷体制の整備を図り、地域特性を生かした産地づくりを推進する。
- ⑤ 里山林等保全管理促進事業を活用することにより、奄美大島全域に広がった松くい虫被害から森林環境の保全に努める。
- ⑥ 森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図るため、森林の機能に応じた造林・保育や天然林改良等の森林整備を推進する。
- ⑦ 奄美大島森林組合と連携を図り、森林技術研修等により、担い手や事業体の育成・確保を推進する。
- ⑧ 奄美特有の自然や景観を活かした森林整備・保全を図り、地域住民等の憩いの場としての利用を促進する。
- ⑨ 森林ボランティアの育成や森林体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学生を対象とした森林環境教育を推進する。
- ⑩ 公共事業をはじめ、建築内装材や家具用材等への利用を推進し、地元産材の活用を図る。

(3) 水産業

- ① 安全な漁業活動を確保するため、防波堤や物揚場等の漁港整備を図る。
- ② 新しい漁具・漁法の導入、操業に支障を及ぼすサメの被害対策などの促進により、漁獲量の向上、漁業経営の安定化を推進する。
- ③ 漁業資源の有効利用の促進と漁業生産の向上を図るため、漁場及び資源の調査

を促進し、沿岸・沖合漁場の整備開発に努める。

- ④ 赤土等による漁場汚染の防止やオニヒトデ等によるサンゴ礁被害の防止に努める。
- ⑤ 奄美群島全体で連携した種苗生産体制の確立に向けた取組を進めながら、適地適種の放流事業を促進し、水産動物やウニ等の生育増進のため藻場の造成に努める。
- ⑥ 地域資源を活用した水産加工品の多様化及び特産品開発を促進し、漁業経営構造の改善を図る。
- ⑦ 流通関連施設などの出荷体制の整備及び合理化を促進する。
- ⑧ 地域水産物の直売施設や鹿児島県のアンテナショップ、奄美出身者と連携した宣伝や販売を促進する。
- ⑨ 漁業協同組合の取組を支援し、漁業協同組合の健全運営と経営基盤の強化を図る。
- ⑩ 新たな漁業従事者の確保のための就業相談や漁業協同組合青壮年部や女性グループ等への研修などにより、意欲と能力のある担い手の育成を図る。
- ⑪ 漁港周辺環境の整備を図り、漁村地区の環境整備を推進する。
- ⑫ 離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業集落若しくは地区（漁業集落の集合体）が共同で行う漁業集落活性化のための活動を支援する。

（４） 地場産業の振興

- ① 本場奄美大島紬の産地再生支援等を実施することで、消費者ニーズに対応した商品の開発及び品質の向上を図り、大島紬の伝統技術を継承する環境を整備する。
- ② 履歴システムの活用による信用力の向上など、奄美産地のブランド力を高め、消費者のニーズに対応した新商品の開発を支援する。
- ③ 手織り、泥染めによる奄美産地の特徴を生かした多品種少量生産体制を整え、

地球印のブランドを高める。

- ④ 大島紬の技術を活用した新たな紬産業の展開と技術の伝承を図る。
- ⑤ 本場奄美大島紬織工養成など各生産工程の育成を支援する。
- ⑥ 関係機関との連携を図り、生産意欲と技術の向上に努める。
- ⑦ 異業種交流や他産地での研修を促進する。
- ⑧ 市主催のイベントや産地主導の紬展等を開催するとともに、出身者等へ協力をいただきながら、本場奄美大島紬のPRや紬着用機会創出を図り、販路開拓・拡大を促進する。
- ⑨ 本場奄美大島紬協同組合と本場奄美大島紬販売協同組合の経営安定と機能強化に向けた取組みを支援する。
- ⑩ 黒糖焼酎の高付加価値商品の開発・多様化を図る。
- ⑪ 奄美黒糖焼酎製造業界の連携強化を支援し、安定的な黒糖焼酎製造体制の構築及び販路開拓・拡大を図るとともに、地域団体商標である奄美黒糖焼酎のブランドの推進を図る。
- ⑫ 近年の健康志向にマッチした奄美の食材やウェルネス素材を活用した新たな商品開発を促進する。
- ⑬ 物産展開催など特産品のPRと販路開拓を推進する。
- ⑭ 奄美出身者との連携によりアンテナショップなどによる販売を促進する。
- ⑮ ICTを活用し、消費者ニーズの把握や商品取引の支援、産地直送ルートの確立を図る。

(5) 企業誘致対策

- ① 奄美市Work Style Labの活用促進を図り、企業誘致や仕事誘致、雇用機会の創出等につなげる。
- ② 近年注目されているワーケーションに関して、企業誘致の観点からも、受入環

境の整備を促進する。

(6) 起業の促進

- ① 地域の産業支援機関との連携を図り，起業や新産業の創出に向けた支援体制の充実・強化に努める。
- ② 地域資源の高度利用に関する研究を促進し，地域資源を活かした起業化や新分野への取組みを支援する。
- ③ ICTを活用した情報発信機能の拡充及び販路拡大を支援する。
- ④ 商業機会の拡大や企業間の連携につながるベンチャー企業の立地に向けた取組みを推進する。
- ⑤ 海洋資源，森林・植物資源，文化資源など，奄美の恵まれた資源を活かした地域資源活用型産業の創出を図る。
- ⑥ 奄美市W o r k S t y l e L a bの活用促進を図りつつ，「フリーランスが最も働きやすい島化計画」に基づき取組みを実施し，フリーランスを支援する。

(7) 商工業

- ① 奄美市中小企業・小規模企業振興条例に基づく取組みにより，中小企業の成長発展と市民生活の向上を促進する。
- ② 商工会議所・商工会・(独)奄美群島振興開発基金等との連携強化を図り，雇用支援，中小企業の支援に取り組む。
- ③ 中小零細企業への円滑な資金提供を図るため，保証制度内容の拡充を支援する。
- ④ 企業の資金調達を支援するための融資制度の内容拡充を支援する。
- ⑤ 賑わいのある魅力的な商店街の形成を図るため，奄美市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地活性化対策事業等の円滑な事業推進に努め，市街地の整備や商業振興の両面から，総合的な活性化対策に取り組む。

- ⑥ まちづくり会社, まちづくりNPO等の活動を支援し, 活性化対策に取り組む。
- ⑦ 中小企業の福利厚生, 雇用の安定・確保に向け, (公財) 奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンターの充実強化に努める。

(8) 観光

- ① 世界自然遺産を活用し, 貴重な自然を有するイメージを活かした観光客の誘致に努める。
- ② 歴史と風土の中で培われてきた伝統文化を活かした癒し健康体験など, ヘルストourリズムによる新たな観光産業の創出に努める。
- ③ スポーツアイランド推進事業を実施することで, 温暖な気候を生かし, 名瀬・住用・笠利の各施設を活用したスポーツ合宿・スポーツイベントの誘致等, 『スポーツアイランド構想』を推進する。
- ④ 地域の魅力や資源を有機的に結びつけ, 観光を中心に地場産業や特徴ある自然や文化等を総合的に振興する。
- ⑤ 豊かな観光資源を活用した, グリーン・ツーリズム, ブルーツーリズム, エコツーリズム等体験・滞在型観光プログラムづくりを推進する。
- ⑥ マスコミやインターネット等を活用し, 多彩な観光メニュー等, 奄美の魅力を国内外に発信するとともに, 奄美満喫ツアー助成の活用により, 旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動を促進する。
- ⑦ 地域内の観光施設等の相互連携強化を図り, 周遊性のある観光ルートづくりを促進する。
- ⑧ すべての観光客が安心して観光できるよう, 観光ガイドや通訳のボランティア等の人材育成・確保や組織化を支援するなど, ユニバーサルツーリズムを推進する。
- ⑨ 特色ある体験・滞在型プログラムを一元的に提供できる体制整備や観光客の多

様なニーズに対応できる宿泊施設等の整備・充実を促進する。

- ⑩ 国道 58 号等の主要道路や循環道路の整備や，空港・港湾等の交通拠点の整備を促進し，大型観光客船，修学旅行の誘致を目指す。
- ⑪ 首都圏・関西圏・福岡・鹿児島・沖縄・群島内との航空路線の充実に努めるとともに，中国，韓国をはじめアジア地域からの誘客を視野に入れた国際チャーター便の就航を目指す。
- ⑫ 定期航路の船舶の高速化や快適性の向上を促進し，群島内のクルージングネットワークの構築や，クルーズ受入体制の強化を図る。
- ⑬ 農林水産業や大島紬，黒糖焼酎及び一集落 1 ブランドなど地域産業と連携した，多彩な体験プログラムの提供による体験型観光を推進する。
- ⑭ 情報産業と連携した観光情報発信を推進する。
- ⑮ 健康と癒しをテーマとした着地型観光メニューの企画と併せて，多彩なメニューを集約して，一元的に提供するための受け入れ態勢を整備する。
- ⑯ 観光物産推進事業を実施することにより，都市部奄美出身者及び奄美ファン等との連携，地域の観光受入体制の強化等を図る。
- ⑰ 奄美群島航路・航空路運賃軽減事業を実施し，割高な移動コストを軽減することにより，離島住民等の負担軽減を図る。
- ⑱ (一社) あまみ大島観光物産連盟等，関係団体と連携して，観光施策を推進する。
- ⑲ ワークेशनを含めた，奄美らしい観光スタイルの構築を推進する。

(9) その他

- ① 名瀬港については，船舶や旅客の安全性・利便性の向上，物流の効率化を図るため，国や県と連携し，引き続き防波堤や臨港道路及び岸壁等の整備・改良を促進する。

- ② 名瀬港本港地区については、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完した広域的なみなとまちづくりを推進する。
- ③ 名瀬港をはじめ、老朽化した港湾施設等について、海上交通の安全性の確保を図るため、施設の改良等を促進する。
- ④ 交流人口の拡大を図るため、大型観光客船の受入れに向けて各種機能の充実と体制の強化に努める。
- ⑤ 奄美群島 12 市町村で策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」に重点 3 分野＋2 分野として位置づけられた、「農業」、「観光／交流」、「情報」、「文化」、「定住」に関する施策に、奄美群島 12 市町村や奄美群島広域事務組合と連携して重点的に取り組む。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）①

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農地整備事業負担金	県	
		農業用施設改良事業	市	
		基盤整備促進事業	市	
		畜産基盤再編総合整備事業	市	
		県営畑地帯総合整備事業負担金（担い手支援型）	県	
		県営水質保全対策事業負担金（耕土流出防止型）	県	
		県営中山間地域総合整備事業負担金	県	
		農業農村基盤整備事業	県	
	(2) 漁港施設			
		水産物供給基盤機能保全事業負担金	県	
		漁港施設改修	市	
		ポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業	市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	肉用牛集合団地補修事業	市	
		水利施設等保全高度化事業負担金	県	
		カラス捕獲小屋設置	市	
		農業創出緊急支援事業（条件整備事業）	市	
		生産向上機械導入支援事業	市	
	(4) 地場産業の振興			
	技能習得施設	産業支援センター改修事業	市	
	試験研究施設	農業研修センター加工場内各種器具購入事業	市	
	(7) 商業			
	共同利用施設	末広・港土地区画整理事業	市	
		都市再生整備事業（ハード事業）	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		観光拠点施設整備事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
観光	観光物産推進事業 【具体的な事業内容】 ・（一社）奄美群島観光物産協会負担金 ・（一社）あまみ大島観光物産連盟負担金 【事業の必要性】 観光物産分野は本市の主要な産業であり、本産業の振興は地域経済の発展には不可欠なものである。 【将来に渡り見込まれる事業効果】 観光客の誘致・受入体制の強化	協会・連盟		

事業計画（令和3年度～令和7年度）②

(次項)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	観光	蒲生崎観光公園トイレ解体事業 【事業概要】 老朽化が著しく、倒壊の危険がある蒲生崎観光公園トイレについて、解体撤去を行う。 【事業の必要性】 蒲生崎観光公園トイレについては、老朽化が著しく、倒壊の恐れがあり危険である。 【事業効果】 危険性のある施設の除去し安全な観光施設の維持。	市		
	その他	奄美大島紬活性化推進 【事業概要】 ①地球印産地まつり実行委員会負担金 ②紬の日実行委員会負担金 ③本場奄美大島紬再生支援事業負担金 ④本場奄美大島購入費等助成金 ⑤本場奄美大島紬技術指導・相談業務 ⑥奄美大島伝統工芸産業支援事業負担金 ⑦本場奄美大島紬生産流通活性化事業負担金 【事業の必要性】 本場奄美大島紬は本市の重要な産業であり、本産業の振興は地域経済の発展には不可欠なものである。 【事業効果】 伝統的な産業の振興により地域経済の持続的発展	市・協会		
	(11) その他				
		県単港湾整備事業負担金	県		
		名瀬港改修（統合補助）事業負担金	県		
	名瀬港港湾環境整備事業負担金	県			
	港湾施設改良事業	市			

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	①製造業 ②情報サービス業等 ③農林水産物等販売業 ④旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」の「2. その対策」及び「3. 計画」のとおり。

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

定期点検等を実施し、予防保全的な修繕を行うことで施設の安全性を確保し、長寿命化につなげる。

老朽化した施設・機材について計画的に補修・更新を行い、長寿命化を図る。

安全性の確保できない施設については、解体等も視野に入れる。

施設の管理運営については、指定管理を基本とし、サービス向上やコスト削減につなげるほか、自主事業やイベント等を活用し利用者数増加につなげる。

6. 対応するSDGs項目



第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点

これまで、本市においては、ICTを離島の地理的不利性を克服する有効な手段と位置付け、情報通信産業の振興、産業の情報化及び行政の情報化に関する施策を行ってきた。光ブロードバンドの市内全域整備や観光用フリーWi-Fiの整備による情報インフラの整備、インキュベーター施設の整備や人材育成研修等を実施し、情報通信関連企業の企業数及び雇用者数の増加など一定の効果をあげてきた。また、ICTを活用した各事業により、観光産業の振興や健康・医療・福祉における業務効率化やサービス向上、教育分野における電子黒板導入などの教育のIT化整備事業を行うとともに、電子自治体の構築として、基幹系システムの整備や電子申請・納付サービスの開始やセキュリティ対策の強化、災害対応・被災者支援システムの導入など、市民サービスの向上を図ってきた。

一方、近年、ICTを取り巻く環境の変化・進展は著しく、スマートフォンの普及、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化により、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、医療、介護、そして生活等のあらゆる場面でICTが大きな影響を与えている。

今後は、ICTに係る我が国の政策方針や技術の進展等を踏まえ、本市における一層のICT利活用による情報通信産業の振興、産業の情報化、市民サービスの利便性向上、行政業務の効率化、地域課題の解決による、生活の質の向上を図る必要がある。

2. その対策

- ① 島の自然や歴史・文化等の魅力的な資源と情報通信技術を掛け合わせた情報化施策を検討・実施する。
- ② 動画配信やAI技術の活用を検討し、海外からを含め島に訪れた様々な方々の島内周遊に必要な取組みを実施する。

- ③ 観光客の動向把握や交通情報の提供等には、情報通信事業者や交通関連事業者などの民間事業者との連携を推進する。
- ④ 情報化に向けた人材育成や情報通信技術を活用した人材確保、情報通信関連事業への支援や、民放ラジオの難聴区域解消に取り組む。
- ⑤ 人材交流や事業者間連携における機会の創出を図り、雇用機会や情報通信技術活用の可能性拡大を図る。
- ⑥ 地域ぐるみで子育てを応援する環境づくりに向け、Webサイトや情報システム等を活用した情報の発信と共有を推進する。
- ⑦ 移住推進に向けた情報発信に取り組む。
- ⑧ Webサイトやタブレット等の活用による防災情報発信や保健指導、健康づくり推進等に取り組む。
- ⑨ 教育におけるクラウドの活用やICT機器の整備及び利活用を進める。
- ⑩ 官民連携による取組みとして、シビックテックにおける民間団体との連携や、情報発信、キャッシュレス化、関係人口拡大を図る。
- ⑪ 奄美の自然や歴史・文化、動植物等に対する意識と知識の向上と、それらを将来に渡り守り継いでいくため、歴史資料のデジタル化やアプリ活用等による意識啓発・理解促進に努める。
- ⑫ 情報通信技術を活用し、行政手続きのデジタル化を推進する。
- ⑬ 官民データ利活用の推進について、オープンデータの取組みをさらに推進する。
- ⑭ マイナンバーカードの普及・活用の推進に向け、ホームページを活用した情報発信やタブレット、QRコードでの申請手続き支援に取り組む。
- ⑮ デジタルデバイドの是正について、無線通信網の整備が必要な地域や5G、8K等の対応に向け、新たな通信インフラ整備のための調査・検討を実施する。
- ⑯ 庁内業務改善に関して、IT人材の育成や庁内ペーパーレス化、庁内手続きのシステム化の促進に取り組む。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	その他の 情報化の ための施 設	民放ラジオ難聴解消支援事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

5. 対応するSDGs項目



第5章 交通施設の整備，交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1) 交通施設の整備

外海離島である奄美では、道路・空港は市民生活や社会経済活動の上で欠かすことのできない重要な交通基盤である。これまでも、それぞれの機能向上に向け整備を進めてきたが、多様化する市民生活の利便性向上，産業・観光の振興，災害時等における安全性の確保等から、道路・空港の各施設の機能向上・整備充実が未だ求められている。

道路については、産業・経済活動の支援や市民生活の利便性の向上，島内外の人流・物流の拠点となる奄美空港や名瀬港及び周辺町村や各集落間の円滑な島内交通の確保を図るため、国道58号や県道等の幹線道路の整備が引き続き必要となっている。名瀬地域の中心市街地では、中心部へのアクセスの向上，慢性的な交通混雑の解消，火災等の災害時における避難・代替機能を担う道路の整備が必要となっている。また、日常生活に身近な市街地内や集落間の生活道路では、狭隘箇所や老朽化施設等が多く見られ、計画的な整備・改善が必要となっている。さらに、農道については、基盤整備に伴いほ場内の農道整備を進めているが、まだ十分とはいえない状況である。

奄美空港については、島内外交流の重要な拠点施設であり、航空機の安全運航及び利用客の利便性の向上を図るため、基本施設の機能保持，ターミナル施設のバリアフリー化等の質の高い空間の創出など、空港施設の機能保持・充実と利便性の向上が引き続き必要となっている。

また、東京、大阪、福岡、沖縄など群島内外の航路・航空路線拡充と沖縄県と比べて割高な奄美群島の航空運賃について、軽減を図る必要がある。

(2) 交通手段の確保

本市では、バスが唯一の公共交通機関であり、交通弱者等にとっては、住民生活を

おくる上で欠かすことのできない交通手段である。これまでも、地方バス路線補助制度（廃止路線代替バス）等により、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、状況に応じた対策を講じてきている。今後も、高齢化社会の進行する中、日常生活において各地域、集落等を円滑に連絡する交通手段の確保は重要な課題である。

2. その対策

(1) 交通施設の整備

- ① 島内外の人流・物流の交通拠点となる名瀬港と奄美空港へのアクセス改善と、周辺町村や各集落間を結ぶ広域的な交通ネットワークの強化を図るため、幹線道路の整備を促進する。
- ② 各集落間の交流促進や住民生活の安全性・利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備・改善を推進する。
- ③ 災害等による他地域との交通遮断に備え、国や県及び隣接他町村と連携し、道路防災点検の実施や情報板の拡充及び防災対策に努め、災害に強い安全な道づくりを推進する。
- ④ 橋梁等の老朽化した施設の点検を実施し、計画的に補修等を行い、施設の安全性や機能性の確保に努める。
- ⑤ 高齢者や障がい者等をはじめ、誰もが安心して通行できるよう、歩行空間の確保やバリアフリー化、街灯・防犯灯の設置などを促進し、人にやさしい道づくりを推進する。
- ⑥ 南国奄美らしい個性的で魅力的な道路景観整備と併せ、沿道の緑化や道路美化活動を進めるため、県や地域住民と連携した美しい道づくりを推進する。
- ⑦ 農林業の振興に併せて、農道・林道の整備を促進する。
- ⑧ 奄美空港については、航空機の安全な運航と利用者の利便性の向上を図るため、設置者の県と連携し、施設の機能保持及び利便性の向上並びに適正な管理に努め

る。

- ⑨ 島内外との交流の促進と住民生活の安定や利便性の向上を図るため、離島航路・航空路の維持・充実や支援制度の拡充に努める。
- ⑩ 鹿児島をはじめ、関東・関西圏や福岡、沖縄の域外と群島内の航路・航空路線の確保・充実に努める。

(2) 交通手段の確保

- ① 各地域、集落等を円滑に連絡する交通手段の維持のため、島内の移動ニーズに対応した持続可能性の高い地域公共交通を推進する。
- ② 地方公共交通特別対策事業を実施することにより、公共交通利用促進の取組みを強化し、路線バスの維持・拡充に努める。
- ③ 廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ、利用促進と運行形態の見直しを図り、路線の維持に努める。
- ④ 観光の振興に向け、公共交通案内システムの整備や観光案内バスの充実に努める。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）①

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	地方道路交付金事業	市	
		地方道路交付金道路舗装改修事業	市	
		地方道路交付金災害防除事業	市	
		地方道路等整備事業	市	
		交通安全施設整備事業	市	
	橋りょう	地方道路交付金橋梁改修事業	市	
	(2)農道			
		農地耕作条件改善事業	市	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業	市	
	(3)林道			
	農山漁村地域整備交付金事業	市		

事業計画（令和3年度～令和7年度）②

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>橋梁長寿命化計画策定事業</p> <p>【事業概要】 全管理橋梁の点検を行い、長寿命化計画を策定する。</p> <p>【事業の必要性】 平成27年7月1日に施工された道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるための「道路法施行規則の一部を改正する省令」により、5年毎に近接目視点検を行うことが義務化された。</p> <p>【事業効果】 点検計画に基づき定期点検を実施することにより、これまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換することで橋梁の長寿命化によるコスト縮減に繋がると考えられ、地域の持続的発展に資する</p>	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

生活に必要不可欠なインフラ資産は、計画的、効率的な改修・更新を行うなどして長寿命化を目指す。

予防保全の考え方を重視した維持修繕により、将来コストの低減と財政負担の平準化を図っていく。

5. 対応するSDGs項目



第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 水道施設

水道は、市民生活を支える必要不可欠な基盤施設であり、本市の上水道は、昭和30年度に事業に着手して以来、市民への安定した水を供給するため、大川ダムや浄水場の整備など各水道施設の整備拡充を進めてきた。

また、簡易水道は、名瀬地域の郊外地区の整備を進め、合併後の平成18年度から、住用地区、笠利地区において整備に取り組んできたが、令和2年度から上水道に完全統合されたことから、補助事業における財源確保上の優位性の後退による整備進捗の遅れが懸念されている。

さらに、平田浄水場や旧簡易水道施設、配水管においては老朽化が進んでおり、更新や整備の拡充を行い、安定した生活用水の供給と効率的な維持管理が必要となっている。

(2) 下水処理施設

生活排水対策としては、昭和51年度に旧名瀬市において公共下水道事業に着手して以後、それぞれ地域の実情に応じて、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業等の各種事業に取り組み、快適な生活環境の確保や水質の保全に取り組んできている。

しかし、公共下水道は、供用後37年が経過し、施設の老朽化に伴い機能の維持が困難になってきていることから、長寿命化計画を策定し、施設の改築・更新を計画的に推進していくことが求められている。

また、人口減少等を背景とした下水道使用料収入の減少が避けられない中、令和2年度より公共下水道については公営企業会計を導入するなど経営基盤の強化に努めて

いるところである。

今後は、奄美市下水道事業経営戦略に基づく計画的な整備の推進、施設の適正な維持管理と接続率の向上等、計画的な生活排水対策と持続可能な事業運営の推進を図る必要がある。

(3) 廃棄物処理施設・火葬場

名瀬クリーンセンターの供用開始（平成9年）から、既に24年が経過しており、リサイクルと廃棄物の減量化による最終処分場の延命は、行政経費の節減という面からも大きな課題となっている。容器包装リサイクル法の施行後、リサイクル分別も浸透してきているが、更なる分別率の向上、「家電リサイクル法」・「自動車リサイクル法」の徹底を図り、未活用資源のリサイクルや不法投棄を防止するための監視体制の強化に努める必要がある。

奄美市斎場については、昭和60年の建設から36年が経過しており、老朽化が進んでいる。

(4) 消防施設

本市は、台風の常襲地帯に位置していることに加え、近年の集中豪雨や近海での地震発生などから、水害、土砂災害、津波、高潮等のさまざまな災害への対策が求められている。

また、本市の市街地では、急峻な地形を有する地域が多く、山裾地区等の土砂災害危険区域内に家屋が密集している地区や、狭隘な土地に建物が密集していることに加え、道路幅員が狭く、消防車両などの進入及び消防活動が困難な地区が点在するなど、土砂災害や都市火災等への整備や体制づくりが重要な課題となっている。

消防体制については、災害の大規模化、市民ニーズの多様化等により、この変化に的確に対応する必要があることから、体制の充実強化を図るためには、消防団活動の促

進や防災関係機関等との連携強化と市町村消防の広域化の推進に努めるとともに、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の向上が不可欠となっている。

消防庁舎については、災害対応の拠点施設として重要な役割を担っているが、老朽化が著しいことから、新庁舎の整備が課題となっている。

救急業務については、交通事故の増加、高齢化のさらなる進展や市民意識の変化に伴い、救急業務に対する需要への対応や近年の初期治療の重要性など救急技術の高度化が急務となっている中で、救命率の向上を図るためには、高度な専門知識と常時対応できる体制が望まれている。

(5) 公営住宅

本市の住宅事情は、総数の約49%が持ち家、約47%が借家の形態（平成30年住宅・土地統計調査）となっており、借家の割合では依然として公営住宅への依存度が高い状況となっている。本市では、昭和30年から市営住宅の建設に着手して以来、これまで市や県において公営住宅の建設を進めているが、当市では低所得世帯が多い状況や、高齢者世帯の増加などから未だに住宅需要は大きい。一方、民間事業者による賃貸住宅（特にRC造共同住宅）においても、昭和30年度以降に建築された多くの物件の更新時期に来ていることから、現在その建物に居住している低所得者世帯の賃貸住宅については不足する懸念がある。また、多くの公営住宅は建設から相当の年数が経過し老朽化した住宅や狭小の住宅、今後耐用年数を迎える住宅への対応など、計画的な整備・改善が求められている。今後も、それぞれ地域の実情踏まえ、高齢者や若者等の多様なニーズに対応した誰もが安心して暮らせる住宅や居住環境の整備が必要である。

(6) 住民生活の安定・環境向上

不快害虫ヤスデの発生に対処するため作業員を雇用し、ヤスデ発生地域の山裾を重点に薬剤散布を行い、住民への薬剤購入費の補助を実施している。また、奄美大島及び

徳之島に生息する毒蛇ハブ対策の啓発、住民のハブ捕獲意欲を高めるため、捕獲された生きハブを県と協力して買い上げを行っており、今後とも継続して実施する必要がある。

(7) 住民居住の環境向上

居住環境の向上については、住宅に安心して住み続けられるよう、住宅所有者のリフォームを促進する必要がある。

また、少子高齢化や過疎化等により、市内各地に空き家が増加し散在している状況にあり、防災面をはじめ、防犯・環境・景観保全等の面で市民生活に悪影響を及ぼしており、安全・安心な居住環境の確保に向け、早急な解決が求められている。空き家を賃貸住宅として利活用を図るなど、施策の充実が求められている。

2. その対策

(1) 水道施設

- ① 安全で安定した生活用水を供給するため、計画的に水道施設の整備・拡充や老朽化した施設の更新を推進する。

(2) 下水処理施設

- ① 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業処理区域拡大と整備及び施設の維持管理の適正化を推進する。
- ② 下水道整備区域外における合併処理浄化槽設置を推進する。

(3) 廃棄物処理施設・火葬場

- ① 環境教育・環境学習の推進を図る。
- ② 自動車リサイクル及び家電リサイクルの収集運搬料金の軽減措置の促進など離

島排出者の負担軽減を図る。

- ③ 各種リサイクル法の促進及びごみの減量化・リサイクルに向けた取組みを広域的に推進する。
- ④ 廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、廃棄物の適正処理・生活環境保全に努める。
- ⑤ 温室効果ガス排出を積極的に抑制し、行政活動に伴う環境負荷を総合的かつ計画的に低減する。
- ⑥ 奄美市斎場の火葬炉の改良等、施設の改修を行う。
- ⑦ 名瀬クリーンセンターの改良等、施設の改修を行う。

(4) 消防施設

- ① 複雑化する災害に的確に対応するため、施設・設備と人員を合わせた消防力を考慮した警防及び予防活動体制の整備を図る。
- ② 救急業務の高度化を図るため、専門的な知識や技能を修得した救急救命士の養成や救急隊員に対する教育訓練の充実に努める。
- ③ すべての一般住宅への住宅用火災警報器の整備に関して、広報啓発に取り組み、住宅火災による死傷者の減少に努める。
- ④ 地域防災対策事業を実施することで、自主防災組織の育成強化を促進し、市民の防災意識の向上に努める。
- ⑤ 災害時要配慮者に対する避難指示等の伝達体制の確立及び避難誘導體制の整備に努める。
- ⑥ 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材の整備を推進する。
- ⑦ 消防職員及び消防団員の知識、技術向上のため、研修等の充実に努める。
- ⑧ 消防団員の確保と福利厚生に努め、より一層の活性化を推進する。
- ⑨ 消防防災施設等の計画的な施設整備・維持管理と高度資機材の整備を推進する。

(5) 公営住宅

- ① 「公営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的に公営住宅の整備改善を図る。
- ② 民間事業者による住宅供給の動向を見極めながら、既存住宅の有効活用を図り、市民の多様なニーズや地域の実情に対応した公営住宅の供給に努める。
- ③ 老朽化した住宅の改修や修繕、住宅の空き状況の情報提供など、適正な住宅の維持管理に努める。
- ④ 高齢化社会に対応したバリアフリー化などを進め、住宅の安全性や快適性の確保に努める。
- ⑤ 若者や団塊の世代などのU I Oターン対策や支援を充実させるため、空き家等を利活用した定住促進住宅の整備を推進するとともに、移住・定住者に向けて、本市の住環境や魅力を情報発信し、定住促進対策の充実に努める。

(6) 住民生活の安定・環境向上

- ① 不快害虫ヤスデの発生への対処、ハブ対策を推進し、本市の住民生活の安定、生活環境の向上に努める。

(7) 住民居住の環境向上

- ① 本市内に居住し、かつ住宅を所有している方が、市内業者を活用して住宅をリフォームする工事費に一部補助することで、居住環境の向上を図る。
- ② 老朽化し危険な状態の家屋の解体・撤去を促進する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設			
	簡易水道	旧簡易水道事業	市	
		東部地区再編推進事業	市	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道整備事業	市	
		特定環境保全公共下水道整備事業	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水資源循環統合補助事業	市	
		農業集落排水整備事業	市	
	(3)廃棄物処理施設			
		名瀬クリーンセンター整備事業	市	
	(4)火葬場			
		斎場改良事業	市	
	(5)消防施設			
		水上オートバイ整備	市	
		消防自動車整備	市	
		救急自動車整備	市	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
その他	<p>住生活基本計画策定事業</p> <p>【事業概要】 奄美市住生活基本計画の見直し策定</p> <p>【事業の必要性】 奄美市における住まい・住環境に関する課題を抽出し、ソフト・ハードの多様な面から住まいに関する各種施策を展開するために、計画を策定する。</p> <p>【事業効果】 高齢者の福祉政策としての住宅政策をしっかりと行うとともに、少子化対策や子育て支援策をとおり安心して生活していける住環境整備を行うことで、持続的発展に資する</p>		市	
	<p>公営住宅長寿命化計画策定事業</p> <p>【事業概要】 奄美市公営住宅等長寿命化計画の見直し策定</p> <p>【事業の必要性】 今後10年間の公営住宅の整備計画と既存ストックの営繕計画の策定を行い、市営住宅を適正に管理する必要がある。</p> <p>【事業効果】 高齢者の福祉政策としての住宅政策をしっかりと行うとともに、少子化対策や子育て支援策をとおり安心して生活していける住環境整備を行うことで、持続的発展に資する</p>		市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成 29 年 3 月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

水道施設については、厚生労働省の推進する「アセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を活用し、将来の水需要や更新費用を見据えた経営計画を策定することにより、計画的な管路・施設の更新を行い、トータルコストの縮減や更新費用の平準化を目指す。

下水道施設については、ストックマネジメント計画を策定し、施設の改修・更新を含めた維持管理を計画的かつ効率的に行い、将来コストの低減と財政負担の平準化を目指す。

名瀬クリーンセンターは廃棄物の適正処理には不可欠な施設であるため、改修を行うなどして長寿命化を目指す。

奄美市斎場は市民生活上、なくてはならない施設であるため、大規模改修を行うなどして長寿命化を目指す。

5. 対応する SDGs 項目



第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進

1. 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

国勢調査によると、本市における平成27年の年少人口（0歳～14歳）は6,260人となっており、平成22年の7,003人から10.6%減少しており、年少人口は減少傾向にある。また、鹿児島県人口動態調査より算出したデータによると、本市における平成29年の合計特殊出生率は1.91となっており、全国平均の1.43や県平均の1.69を上回ってはいるものの、人口維持の目安となっている2.08を下回っており、少子化傾向が続いている。

子育て世帯における核家族化、共働き世帯、ひとり親世帯が増加する中、教育・保育環境の充実やワークライフバランスの推進など、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりが重要な課題となっている。

また、子育て世代においては、今後さらに多様化が進む教育・保育ニーズに対応するため、未就学児童の教育・保育のさらなる質の向上を図るとともに、地域特性を活かした子育て環境の整備を行う必要がある。

さらに、特別な支援を必要とする子どもたちだけでなく、すべての子どもの健やかな育ちが保障される支援体制の充実が求められている。

情報発信についても、これまで様々な媒体を活用して行ってきたが、必要な人に必要な情報が届くよう、情報を受け取る側に立った発信の工夫も必要である。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

国勢調査によると、平成27年の本市の65歳以上の高齢者は12,305人で、平成22年の11,913人から3.3%増加しており、総人口43,156人に対する高齢化率は28.5%

と、増加傾向にある。また、要介護（要支援）認定者数についても増加傾向にあり、認定率については県、国より高い割合で推移している。障害者手帳所持者については、身体障害者の数が最も多く、減少傾向が続いているが、療育手帳所持者は増加傾向となっている。生活保護世帯の状況としては、年々減少傾向ではあるものの、保護率が全国平均を大きく上回っている状況にある。

高齢者のひとり暮らし世帯も増加傾向にあり、ひとり暮らしの方は地域との接点が希薄で、孤立しやすい傾向がある一方で、地域活動に参加したいといった意向もみられる。今後もひとり暮らし世帯の増加が予想されるなか、各世帯の状況の把握や、普段はなかなか地域とつながりを持っていない方のための機会づくりなど、自治会等や小学校区を単位とした活動をより一層充実していく必要がある。

要介護認定者や障害者手帳保持者の増加、核家族化の進行や世帯人員の減少・地域コミュニティの希薄化など、支援を必要とする人が増加している。こうした福祉に対するニーズの高まりに加え、少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進行するなかにおいて、支援面での人手不足といった問題も懸念されている。特に高齢化が進んでいる圏域では、高齢者世帯への生活支援等が一層重要になると考えられ、普段からの支え合い、助け合いの重要性の周知啓発に加え、福祉教育の推進、地域福祉の啓発を行い、本市における福祉の基盤づくりを進め、市民及び地域の多様な主体が地域の担い手となるよう取組みを推進していく必要がある。

地域を取り巻く福祉課題は、多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく、子ども、障害のある人、生活困窮者に対する支援や、権利擁護、虐待防止、自殺対策、制度の狭間の課題への対応等が求められており、迅速かつきめ細やかに対応ができるよう、包括的な支援体制の強化も必要となっている。

防災・防犯対策についても、住み慣れたまちで安全に暮らすことのできる支援の充実がより一層求められており、地域の自主防災組織の活動と平日頃からの準備について啓発が必要となっている。また、災害時における避難行動要支援者の安全な避難や安

否確認等の対応のほか、防災・防犯の意識の向上等、なお一層の取組みが必要である。

情報発信についても、これまで様々な媒体を活用して行ってきたが、必要な人に必要な情報が届くよう、情報を受け取る側に立った発信の工夫も必要である。

2. その対策

(1) 子育て環境の確保

- ① 就学前の児童やその保護者が交流できる場や、地域で母子が安心して暮らせるように交流できる地域子育て支援拠点の充実を図るとともに、児童福祉施設や認定こども園の整備を実施する。
- ② 妊娠期から出産後の乳幼児期、その後の子育ても含め継続的に適切な情報提供を行うとともに、保護者の育児上の不安や悩みを話し合える育児教室等を開催し、楽しく子育てができる環境づくりに努める。
- ③ 子どもや若者が地域活動に興味を持ち、参加できる工夫や働きかけを行う。
- ④ 小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進する。
- ⑤ 保育士や放課後児童クラブ支援員、療育従事者、教職員の研修・研究の機会を拡充し、資質の向上に努める。
- ⑥ 「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、安心して子育てができるようきめ細やかにサポートするとともに、親子同士の交流促進や育児相談等を行う「子育て支援センター」をはじめ、関係機関との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりを進める。
- ⑦ 「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応等適切な支援を行う。
- ⑧ 児童生徒が抱える課題や取り巻く環境に着目し、学校と福祉関係機関との連携

による支援を行う。

- ⑨ ひとり親家庭への相談と支援の充実を図る。
- ⑩ 奄美市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待等への対応を行う。
- ⑪ 子どもの人権を守るため、要保護児童対策地域協議会により、関係機関が連携し、共通認識のもとに児童虐待等対策の推進を図る。
- ⑫ 子ども食堂やフードバンク等の活動について広報・啓発を行う。
- ⑬ ひとり親家庭等の就労に困難を抱える人に対し、就労相談から定着までの支援を行う。
- ⑭ 子どもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等、子どもの貧困対策を図る。
- ⑮ 外出中に誰でも気軽にむつ交換や授乳が行える赤ちゃんスペースの設置を市全体で取り組み、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進する。
- ⑯ 多子世帯の経済的負担や、子どもにかかる医療費負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境を構築する。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ① 誰もが健康に暮らせるよう、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図る。
- ② 各地区のサロン活動を充実し、地域コミュニティづくりを促進する。
- ③ 既存の施設や空き家等を活用した地域の「拠点づくり」を推進し、地域交流や住民が集える場としての活用に努める。
- ④ 認知症の方及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェの開催を推進する。
- ⑤ 高齢者や障害のある人、子ども等が世代や地域を超えて交流できる場の提供に

向け、関係機関との連携を図る。

- ⑥ 老人福祉施設や「奄美市子育て・保健・福祉複合施設」の整備に取り組むとともに、同施設を拠点として、世代間交流の場の提供と、誰もが気軽に相談できる体制づくりを行う。
- ⑦ 高齢者や障害がある人の社会参加と生きがいづくりを推進する。
- ⑧ 外出支援サービスの周知・利用を促進し、移動に困難を抱える人の外出を支援することで、自立と社会参加の促進を図る。
- ⑨ 福祉・教育・環境・産業・まちづくり等、分野を超えて人と人がつながる場や環境づくりに取り組む。
- ⑩ 住民一人ひとりの福祉意識の醸成に向けて、広報、ホームページ等を活用して、地域福祉の重要性や「自助」「共助」の考え方、地域の福祉課題についての啓発を行う。
- ⑪ 地域で相談を受け止める住民等が、適切な支援につなぐことができるよう、福祉制度・サービス等の情報提供や研修等の支援を行う。
- ⑫ 住民の福祉意識の向上のため、福祉に関するシンポジウムやセミナー、学校への出前講座等の学習機会の開催を推進する。
- ⑬ 奄美市ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援・相談支援に取り組む。
- ⑭ 関係機関と連携し、中長期的な地域福祉を担う人材の育成や専門的な福祉人材確保に向けた取り組みを支援する。
- ⑮ 手話通訳者及び手話通訳奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員養成講座の周知・参加促進により、養成を図るとともに、制度の周知を図り、イベント・講演会等における利用促進を図る。
- ⑯ 地域の見守り・支え合い活動の仕組みづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターと連携し、地域住民主体による支え合いづくりを推進する。

- ⑰ 認知症の人を地域で見守り支える認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターや、地域等における認知症サポーターのリーダー的人材を養成する。
- ⑱ 悩みや、自殺の危険のあるサインに気づき、適切な対応をとり、必要時相談窓口につなげられるようゲートキーパー養成講座を開催する。
- ⑲ 地域の実情に応じた公益的な取組みが社会福祉法人によって行われるよう、社会福祉関係機関と連携し、地域のニーズに関する情報提供を行う。
- ⑳ 社会福祉法人の法人間や地域とのネットワーク強化を推進し、地域における公益的な活動を支援する。
- ㉑ 既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業について検討する。
- ㉒ 制度の狭間における問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進し、総合相談窓口機能の整備について検討する。
- ㉓ 住民や地域で活動するさまざまな団体等への研修や周知・啓発等を進めることにより、近所付き合いや地域の交流活動、見守り活動等における、身近な地域での「気づき」を促していく。
- ㉔ 「地域包括支援センター」や地域における多様な関係機関と連携し、包括的な相談体制の強化と機能の充実を図る。
- ㉕ 健康寿命の延伸・フレイル予防等住み慣れた地域で自立した生活を送るため、個々の相談支援を行う。
- ㉖ 手話通訳や要約筆記等、障害がある人等に配慮した情報提供を推進する。必要に応じて、音読や点字サービスによる情報提供を行う。
- ㉗ 障害のある人やその家族への支援の充実を図る。
- ㉘ 障害のある人の自立した日常生活を支援するため、奄美地区地域自立支援協議

会地域各種専門部会の相談体制の充実を図る。

- ②9 成年後見制度の利用促進に向け，中核機関と協働し，制度の普及啓発や養成を行った市民後見人の活用など，必要な人に必要な制度利用が行えるよう，地域における連携ネットワークの構築を推進する。
- ③0 DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者，障害のある人，児童に対する虐待に対し，相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組む。
- ③1 関係機関・団体等と連携し，生活困窮者の早期発見に努め，生活困窮者自立支援法に基づいた包括的な支援を行う。
- ③2 奄美市内の生活困窮者に対する家計相談対応を図り，生活の安定化を支援する。
- ③3 障害者等の当事者組織について，関係団体等と連携した支援を行う。
- ③4 自殺対策の推進にあたり，関係機関と連携し，相談支援の充実や，普及啓発を行う。また，未遂者支援，遺された人への支援にも努める。
- ③5 防災に関する知識の普及啓発や自主防災マップの作成の推進を通じて市民の防災意識の向上を図る。
- ③6 社会福祉関係機関と連携し，防災啓発活動を実施する。また，避難行動支援者利用施設による非常時災害対策計画などの作成を支援する。
- ③7 日常的な生活関連分野全般にわたって連携を図りながら，情報共有に努め，高齢者や障害のある人等の要支援者に対する支援の充実を図り，災害時に備える。
- ③8 感染症予防のための周知啓発を行うとともに，サービス提供事業者等と連携し，訓練の実施や感染症に対する研修を支援する。
- ③9 サービス提供事業所等における，適切な感染防護具，消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促進する。
- ④0 聴覚や言語機能に障害がある人などが，音声を使用せずに119番通報できるように，「ネット119緊急通報システム」の周知を図る。

- ④① 障害などで困っている人が周りに支援を求められるように、「ヘルプカード」の周知を図る。
- ④② 障害のある人など合理的配慮を必要とする人のために、「ブルーズーン」（優先駐車場）の設置を推進し、周知を図る。
- ④③ 突発的に生命に危険な症状の発生する疾病を有する高齢者等が急病等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、「緊急通報システム」の周知を図る。
- ④④ 認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「認知症高齢者等見守りネットワーク」として、事前登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみの日常の見守りや緊急時の早期発見を図る。
- ④⑤ 公共施設や道路・公園，公共交通等について，高齢者や障害のある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう，バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。
- ④⑥ ウェブアクセシビリティに対応した市ホームページを運営し，情報のバリアフリー化を図る。
- ④⑦ 広報紙や市公式サイト等により，障害のある人に対する理解や差別の解消等を図るための普及啓発活動を行う。
- ④⑧ 性別問わず全ての人が自分らしく生活できるよう，ジェンダー平等意識向上のための啓発を行う。
- ④⑨ 再犯防止施策の推進に取り組む。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）①

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保，高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	私立保育所整備事業補助金	市	
		公立保育所整備事業	市	
	(2) 認定こども園			
		認定こども園整備事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	老人福祉施設整備事業	市	
(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター				
	子育て保健福祉複合施設整備事業	市		
子育て環境の 確保，高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・ 障害者福祉	<p>長寿者褒賞事業 【具体的な事業内容】 奄美市に1年以上住所を有する者で，80歳以上3千円，90歳以上5千円，100歳以上1万円を支給する。100歳到達者には，別に10万円を支給する。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者が，これまで地域における様々な活動に貢献してきたことなどに対して敬意を表し，高齢者がいきいきと自分らしく生活できる環境を整える必要がある。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 高齢者の地域活動への参加などによる地域の活性化</p>	市	
		<p>食の自立支援事業 【事業概要】 ひとり暮らしの高齢者等に食関連サービスの利用調整及び配食サービスを行う。</p> <p>【事業の必要性】 ひとり暮らし高齢者が増加していく中，高齢者が生きがいをもって，健康で自立した生活を送るためには，健康に配慮した食事を確保することが最も重要である。</p> <p>【事業効果】 高齢者がいきいきと自分らしく生活できる環境を整えることで，高齢者の地域活動への参加などによる地域の活性化</p>	市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）②

(次頁)

事業計画（令和3年度～令和7年度）③

(次々頁)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保，高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・ 障害者福 祉	<p>お達者ご長寿応援事業</p> <p>【事業概要】 高齢者に対し，交通機関等で利用できる補助券を一人当たり5千円分発行する。</p> <p>【事業の必要性】 奄美市民全体の経済活動を支援するためには，免許返納を行った高齢者等，交通弱者を救済する必要がある。</p> <p>【事業効果】 外出機会の増加を図るものであるため，高齢者の健康増進や地域の活性化</p>	市	
	その他	<p>出産祝い金支給事業</p> <p>【事業概要】 出産前に本市に引き続き1年以上住所を有する者で，第2子以上を出産したものに第2子の場合は5万円，第3子以降の場合に10万円を支給する。</p> <p>【事業の必要性】 次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに，出産・子育て世代の経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>【事業効果】 出産・子育て世代の奄美市への定住及び第2子，第3子出産の促進</p>	市	
基金積立	<p>多子世帯保育料等軽減事業(併用型)</p> <p>【具体的な事業内容】 満18歳未満の児童を扶養している世帯で，3人目以降の児童が認可保育所に入所している場合に保育料を軽減(1/3又は1/2)する。</p> <p>【事業の必要性】 本市における合計特殊出生率は全国と比較して高い水準で推移しているが，他の過疎地域同様に人口減少と少子・高齢化問題に直面しており，地域の活力低下が懸念されている。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 対象世帯の経済的負担の軽減，安心して子どもを産み育てることのできる環境の構築</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
		<p>子ども医療費助成事業(併用型)</p> <p>【具体的な事業内容】 県が実施する制度(小学校就学前までの乳幼児の医療費について、保険診療に係る自己負担額が月額3,000円を超える場合に、その超える額(市民税非課税世帯については全額助成対象)について医療費を助成。但し、児童手当本則給付の限度額を超える場合は助成対象外)の対象外となる全ての乳幼児医療費及び小学生から18歳までの医療費を市単独事業にて助成する。</p> <p>【事業の必要性】 本市における合計特殊出生率は全国と比較して高い水準で推移しているが、他の過疎地域同様に人口減少と少子・高齢化問題に直面しており、地域の活力低下が懸念されている。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 子育てに係る経済的負担の軽減、子どもの疾病の早期発見と早期治療の促進</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

市民のニーズに対応した幼稚園・保育所の一元化(認定こども園)に向けた取組みを推進する。

建替えが必要な場合には、地域の教育・保育の需要を踏まえた施設規模及び配置を進める。

休園となっている保育所は利活用が見込まれる場合は民間への貸付等を行い、施設の維持に努めるほか、今後利活用が見込まれない施設については解体等も視野に入れる。

港町児童センター、奄美市保健センター(名瀬井根町)及び老人福祉会館(名瀬長浜町)は、「奄美市中心市街地活性化基本計画」に基づき整備予定の子育て保健福祉複合施設へ集約を図る。

その他の施設については補修工事を実施し現状を維持しながら長寿命化を図る。

5. 対応する SDGs 項目



第8章 医療の確保

1. 現況と問題点

いつでも、どこでも、安心して医療行為を受けることができるように地域医療を充実することは、住民の切望するところであり、誰もが住み慣れたところで安心して暮らし続けるための基礎的な条件である。

無医地区は解消しているが、眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科等の特定診療科については、専門医が不足しており、今後の課題となっている。

救急医療体制については、大島地区消防組合と連携を図りながら、急病患者に対する初期救急は市立診療所や民間医療機関による在宅当番医制で対応し、重症救急患者に対する二次救急については、県立大島病院救命救急センターが24時間体制で患者を受け入れている。また、重篤な救急患者の三次救急については、県立大島病院救命救急センターが受け入れているほか、ドクターヘリ等で鹿児島市立病院救命救急センターや沖縄県の医療機関等へ搬送している。健康づくりについては、個人の健康意識の高まりに伴い、健康の維持増進や生活習慣病の予防を目的とした健康づくり教室、料理教室、スポーツ大会などの開催が本市においても活発である。

2. その対策

- ① 医療施設や医療従事者などの医療資源の有効活用により、全地域を対象とした健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療供給体制の整備を図る。
- ② 各地域から救急指定病院までの交通網の整備を図り、その所要時間の短縮に努める。
- ③ 市民の健康に対する意識の向上や、疾病に対する予防知識の普及と啓発を図るため、健康増進計画『健康あまみ21』に基づく健康づくりの推進や、地域ごとの

保健推進施設の整備・充実を図るとともに、各種保健事業の拡充により市民の健康づくりを推進する。また、保健師・看護師の専門性を備えた人材の育成・確保に取り組む。

- ④ 地域特有の災害であるハブ咬傷については、受傷者に対し、医療費の個人負担の一部を助成する。
- ⑤ 診療所における医療機器等の整備を行う。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療所内医療機器整備事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

施設については、補修工事を実施し現状を維持しながら長寿命化を図る。

5. 対応する SDGs 項目



第9章 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 学校教育

本市には、幼稚園9園（うち公立7園（うち幼稚園型認定こども園1園，3園休園），私立2園），小学校21校，中学校12校（いずれも公立）がある。

幼稚園については、保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育てを支援する施設として『認定こども園』制度がスタートしていることから、地域や時代の実情に即した取組みが求められている。

小中学校については、地区における人口規模が異なることから学校規模の格差が大きく、人口の過疎減少に起因する児童生徒の減少により、学校が小規模化し、少人数学級や複式学級が増加してきており、学習指導法のあり方等の諸問題が生じている。

このため、児童・生徒の個性・能力・自主性の尊重，学校・家庭・地域社会の連携，生徒指導の充実，教職員の資質及び指導力の向上を図る必要がある。

また、学校施設については、計画的な改修・改築工事を行い、安全で快適な教育環境の改善を図るとともに、教育用コンピュータなどの設備・備品についても、今後、年次的に整備していく必要がある。

さらに、国の掲げるGIGAスクール構想により、児童生徒一人1台にデジタル端末が配備されたことから、その適切な利活用を図っていく必要がある。

公立高等学校については、生徒数の減少により、平成23年度末の大島工業高校と奄美高校との統合に伴い、市内3校の状況となっている。

このような中、大島北高校についても生徒数の確保が重要な課題であり、学校や地域と連携を図りながら、存続に向けた支援を実施していくことが必要となっている。

また、本市にある、医療福祉、情報処理の2つの専修学校については、地域の活性化や人材育成の観点からその設立、運営について支援してきたところであるが、その

ほかにも大学などの高等教育・研究機関等により奄美をフィールドとした研究が進む中、高等教育機会の充実による更なる人材育成、研究成果の活用等を図る必要がある。

(2) 社会教育

近年、家族形態の変化や地域の連帯意識の低下、異年齢間交流、世代間交流の減少などにより、地域の教育力が低下しつつあると考えられる。

このため、子ども会やスポーツ少年団の活動を通して青少年の健全育成を図り、明るく楽しいまちづくりに向け、地域の連帯性と自治意識の向上を推進する必要がある。

社会体育においては、スポーツ施設の開放による各種スポーツ活動の推進を図るとともに各種スポーツ大会を開催し、競技力の向上、選手の育成を図っているが、これら活動の拠点となる公民館・スポーツ施設は、老朽化が進んでいるところが多く、整備を進める必要がある。

さらに、スポーツアイランド構想の推進や交流人口の拡大を図るため、国内外のトップアスリートによるスポーツ合宿や大会の誘致に取り組んでいく必要がある。

2. その対策

(1) 学校教育

- ① 地域行事等への積極的な参加を促進し、家庭や地域との連携を図りながら幼児教育の一層の充実を図る。
- ② 幼児の発達段階にあわせ、人間形成を重視した家庭教育学級を開催する。
- ③ 健やかな幼児を育てるため、研修会の開催を推進し、教諭等の資質の向上に努める。
- ④ 講師配置事業や学校教育支援事業(理科支援員配置等)を実施することにより、きめ細かな指導の充実を図り、児童・生徒の確かな学力の定着と向上に努める。
- ⑤ いじめや不登校、問題行動等の対応等、心に届く生徒指導の工夫、道徳教育や

情操教育の充実など各学校の指導体制の充実を図るとともに、あまみスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置事業等により、地域や関係諸機関との連携を積極的に推進する。

- ⑥ あまみっ子育成事業など、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れ、特色ある教育活動の充実を図り、調和のとれた児童・生徒の育成に努める。
- ⑦ 教職員の資質向上、特色ある開かれた学校・信頼される学校づくりに努める。
- ⑧ 学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した授業の推進、国際性豊かな人材の育成に努める。
- ⑨ 学校施設等の計画的な改修・改築や教育用設備・備品の整備を推進する。
- ⑩ デジタル端末の利活用については、一人ひとりの理解度に応じた個別学習の最適化を図るとともに、児童生徒と教師との相互コミュニケーションを通じた協同学習をより一層推進する。
- ⑪ 特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働し、特別支援教育の充実に努める。
- ⑫ 高校生遠距離通学費補助を実施することにより、高等学校へ通う遠距離通学生徒の通学費の軽減に努める。
- ⑬ 大島北高等学校教育活動支援補助を実施することにより、大島北高校の存続に向けた活動及び支援の強化を図る。
- ⑭ 奄美看護福祉専門学校・奄美情報処理専門学校に対する支援を行うとともに、地域における人材育成の充実と安定的な地域雇用を促進する。
- ⑮ 放送大学や鹿児島大学大学院奄美サテライト教室、学会開催への協力・連携を実施し、市民が地域で学習する機会の充実を図る。
- ⑯ 鹿児島大学や鹿児島女子短期大学、琉球大学、大正大学をはじめとする、高等教育・研究機関と連携した奄美の自然・歴史・文化・伝統などの地域資源の調査・

研究を推進する。

- ⑰ 産学官連携の取組強化により、産業施策の充実、市民サービスの向上を目指す。
- ⑱ 奄美大島5市町村が連携した「共同キャンパス」の実現に向けた取組を進める。

(2) 社会教育

- ① 公民館講座をはじめ、健寿大学、市民大学等、多様化する市民のニーズに対応した生涯学習の場の提供を推進する。
- ② 民間との連携を図りながら出前講座の改善・拡充に努める。
- ③ 公民館講座修了生やその他の各種講座を修了した人々の成果がボランティア等を通じて、地域に還元できるよう人材リストの充実整備に努めると共に、社会への参画支援を推進する。
- ④ 老朽化している公民館の改修や生涯学習のための拠点整備を推進する。
- ⑤ 集会施設の改修を促進し、地域の自治活動や異世代交流の場の確保に努める。
- ⑥ トップアスリートが集う島を目指し、国内外にアピールできる『スポーツの島づくり』を推進する。
- ⑦ 『スポーツで癒す』を基本理念とした癒しのメニューづくりを促進する。
- ⑧ 市民の多様なニーズに対応した環境整備を図る。
- ⑨ 市民の健康づくり、体力づくりを推進する。
- ⑩ 総合型地域スポーツクラブを活用した、スポーツ好き市民を育成する。
- ⑪ 体育施設や社会施設、公園施設など地域拠点施設の整備を図る。
- ⑫ 強化合宿や各種大会等への参加支援を行い、競技力の向上を図る。
- ⑬ 各種大会等を積極的に誘致・開催し、競技力向上に努める。
- ⑭ スポーツ少年団、小・中学校、競技団体との連携を図り、競技力向上に努める。
- ⑮ 指導者等の育成・資質向上と研修機会の充実・拡大を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）①

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校施設整備事業	市	
		学校施設空調設備改修事業	市	
	屋内運動場	学校施設整備事業	市	
	屋外運動場	各学校施設照明器具補修工事	市	
	水泳プール	学校施設整備事業	市	
	教職員住宅	学校教職員住宅整備事業	市	
	給食施設	給食センター更新事業	市	
	(2) 幼稚園			
		幼保施設整備事業	市	
	(3) 集会施設, 体育施設等			
	集会施設	集会場大規模改修事業	市	
	体育施設	屋内体育施設改修事業	市	
	その他	公園施設長寿命化対策支援事業(補助)	市	
		奄美博物館改修事業	市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）②

(次頁)

事業計画（令和3年度～令和7年度）③

(次々頁)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	<p>学校教育支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>奄美市の小中学校へ理科支援員や特別支援教育支援員等を配置し、授業の補助や児童生徒に対して生活支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>本市の小中学校では、不登校や生活指導・教育支援の必要な児童生徒、また学習の向上を図るうえで現場教職員の負担軽減といった様々な課題を抱えている。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】</p> <p>学力の向上、児童生徒の学校生活の充実と教育の資質向上</p>	市	
		<p>小規模校入学特別認可制度通学バス運行事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>特認校への通学のため、通学バスを運行する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>人材育成や学校・地域の活性化を図るためには、豊かな自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育が必要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>学力の向上、児童生徒の学校生活の充実と教育の資質向上</p>	市	
	その他	<p>奄美看護福祉専門学校支援事業<再掲></p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>奄美看護福祉専門学校の運営支援</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>本市は、離島である環境から、特に高校卒業後の若者の島外流出が顕著である。その抑制の意味において、若者の進路選択の受け皿としての本専門学校の存在意義は大きい。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】</p> <p>市内における人材育成の強化、高校卒業後の若者の島外流出の抑制</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	<p>高校生遠距離通学費補助金（併用型）</p> <p>【具体的な事業内容】 市内高校に通う奄美市内在住の生徒のうち、自宅最寄りのバス停から学校最寄りのバス停までの距離が9.0km以上の生徒を対象に、定期券購入経費の2/3を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 定期券購入経費は、家計において大きな負担となるため、遠方から自転車で通学する生徒もいる。また、特に交通費の負担が大きい住用地区や笠利地区から、進学のために他の地区へ若者が流出してしまうことも懸念されている。</p> <p>【見込まれる事業効果】 より一層学業に専念できる環境を整えることで、過疎地域における若者の定着を増やし、地域活性化が図られる。</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	
		<p>講師配置事業（併用型）</p> <p>【具体的な事業内容】 小学校5・6年生で1学級36人以上在籍する学校に講師を一人配置し、少人数学級を編成する。</p> <p>【事業の必要性】 安心して子育てができる行政サービスの一つとして学校教育（義務教育）が挙げられる。若年層・子育て世代の定住を図る上で、都市部以上に学校教育を充実させる必要がある。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 大規模学級化の解消、児童一人ひとりに対するきめ細やかな指導の充実</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」に基づき「奄美市学校施設等長寿命化計画」を作成し、この計画により、予防保全的な改修を行い、施設の長寿命化を目指す。

また、児童生徒数の現状把握を踏まえ、計画的に大規模改造や建替え時期を検討してい

くものとする。

予防保全的な修繕を行うことで施設の安全性を確保する。

安全性の確保できない施設については、解体等も視野にいれる。

施設の管理運営については、指定管理を基本とし、サービス向上やコスト削減につなげる。

公園施設長寿命化計画に基づいて、計画的に施設の改修等を進めていき、定期点検等の実施により、施設の安全性と利便性の向上に努める。

都市公園の管理運営については、指定管理者制度を導入し、適切な維持管理を行う。

5. 対応する SDGs 項目



第10章 集落の整備

1. 現況と問題点

地域社会の活動基礎となる自治会・町内会・集落等機能の維持強化は、本市の持続的発展に向けた重要課題である。本市には名瀬地域に自治会・町内会が66、住用地域に集落が14、笠利地域に集落が29ある（令和3年1月1日時点）。

郊外地域においては、町内会や集落会、子ども会、青・壮年団、婦人会、老人クラブなどのコミュニティ組織が形成され、活発な活動を行っている。

しかし、高齢化が進んでいる集落も多く、地域の担い手の育成・確保が課題となっている。

一方、市街地地域は、地域的連帯感の希薄化などからコミュニティ組織が育ちにくい状況にあり、組織の育成や活動促進が大きな課題となっている。

今後は、自治会などのコミュニティ組織がこれまで以上に地域の活性化を担うことが求められる。

さらに、組織の機能拡充と地域リーダーの育成を図り、地域を自ら築き上げていくことができるような機運を高めていくことが必要である。

2. その対策

- ① 自治会・町内会・集落等の自主的活動を支援するとともに、住民自治活動の核となる人材の育成を推進する。
- ② 地域間のネットワークを形成し地域の活性化を図るとともに、市民と行政の協働を推進するため、住民自治活動の拠点としての各地域・地区の集会施設等の整備に努める。
- ③ 地域活性化の中心となる人材の発掘・育成や、地域コミュニティ、NPO、企業等の各種民間団体といった、多様な主体との協働に努める。

- ④ 自治会の未組織地区において、自治会の組織化を促進する。
- ⑤ 一集落1ブランドを始め、地域の多様な資源の活用を支援し、地域活性化を図る。
- ⑥ 市民協働のまちづくり及び地域振興として、自治会づくり支援、放送設備設置、街灯設置等の支援を行う。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(3)その他			
		安全安心地域コミュニティ応援事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

集会施設の耐震性確保について検討を進める。

5. 対応するSDGs項目



第 11 章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

本市は、希少野生生物の宝庫である深い森と川、サンゴ礁の海岸、マングローブ群落などの大自然に恵まれ、地域性豊かな歴史資料や伝統文化の宝庫である。

また、各集落に残されている歴史資料や伝統文化について、大学等の関係機関との連携を強化しながら、各種の調査研究と記録保存が重要となっている。

近年、若い世代においてもシマ唄に親しむ人々が増え、少しずつ継承の動きが見られる一方、集落ごとに伝わる八月踊りは、集落民・出身者の帰属感・郷愁のもととなる貴重な資産でありながら、集落ごとの差異がある故に、多くの集落において高齢者の方々から若い世代への継承が困難となっている現状に対し、今後、どのようにして継承していくのかが大きな課題となっている。

さらに、各種文化施設の整備充実を図るとともに、各種団体・グループや指導者の育成や活動の機会の提供等、本市の文化的環境づくりを高めながら、文化財の次世代への継承を図るため、文化財の調査、保護と併せて、文化財の体験や観光素材としての活用により、多くの人々が身近に親しめるよう努めていく必要がある。

2. その対策

- ① 各分野における調査研究活動を行う団体等と積極的に交流を図り、調査研究機会の提供、活動を支援する。
- ② 八月踊りの継承保存に取り組むとともに、保存会や郷友会と連携を図り、記録保存を行いながら指導者の育成に努める。
- ③ 文化財を産業・都市整備・観光等で活用する総合的施策の構築を目指す。
- ④ 博物館・資料館の常設展示や企画展示、博物館講座の充実を図り、市民が奄美の自然・歴史・文化を手軽に学べる開かれた博物館づくりに努める。

- ⑤ 「奄美市歴史民俗資料館」「宇宿貝塚史跡公園」「奄美市立奄美博物館」に加え、「黒潮の森マングローブパーク」「奄美海洋展示館」を含めて、各館の性格を自然・歴史・文化等に明確に位置づけて、ネットワーク化を図る。
- ⑥ 小湊フワガネク遺跡群の国史跡指定を受け、遺跡を通じた歴史文化学習の拠点施設と史跡公園の整備に向けた取組みを推進する。
- ⑦ 市内の各集落における埋蔵文化財分布調査、民俗調査を展開して、地域性豊かな貴重な歴史資料・伝統文化を保護保存するための基礎資料の整備を推進する。
- ⑧ アマミノクロウサギやルリカケス等、天然記念物を含めた希少野生生物の生息実態調査を継続的に実施、持続可能な保護対策を推進する。
- ⑨ 天然記念物・歴史資料・伝統文化等の各種文化財について、デジタルデータによる記録保存、データベース化を図り、学術・産業分野で活用できるデジタル・ミュージアム構想を推進する。
- ⑩ 各種の調査研究成果を総括しながら、奄美の自然・歴史・文化について、最新研究成果を解りやすくまとめた教材資料の開発を推進する。
- ⑪ 国指定文化財の「宇宿貝塚」「泉家住宅」「赤木名城」が所在する赤木名集落・宇宿集落では、まちづくりに国指定文化財とその歴史的景観を取り込みながら、特色あるまちづくりを推進する。
- ⑫ 博物館に集積されている奄美の自然・歴史・文化に関する情報・知識について、関係する各事業で活用が図れるような横断的体制の整備を図る。
- ⑬ 希少野生生物の持続可能な保護保存の体制整備を図るとともに、ふるさとリーダー奄美塾等を通じて、奄美の希少な自然を学ぶ機会を創出することで、自然愛護の意識の高揚を図る。
- ⑭ 各種の調査研究成果から浮かび上がる奄美の自然・歴史・文化の特徴を観光関係機関・団体等に十分理解してもらう研修活動を推進する。
- ⑮ 奄美でなければ見ることができない・味わえない・体験できない・買うことが

できない観光メニューの開発を支援する。

- ⑯ 奄美の自然・歴史・文化に関する学芸員の学術的知識，各種書籍等を活用，奄美の文化観光の案内役としての人材育成活動を積極的に支援する。
- ⑰ 市内の各地域に残されている多数の文化財の情報について，観光関係機関・団体等へ周知を図れるよう，連携を強化する。
- ⑱ 奄美の自然・歴史・文化の特徴を明らかにし，文化財の積極的活用を図るとともに，奄美文化センター（奄美振興会館）の整備を図るなど，文化観光に生かす施策の構築を推進する。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化 振興施設	史跡利活用施設整備事業	市	
		奄美振興会館総合改修事業	市	
		奄美博物館屋外展示物改修事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については，平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

建築後30年が経過する奄美振興会館については，施設・設備の老朽化が進んでいることから，建物調査を実施し，計画的な修繕等を行うことにより長寿命化を目指す。

奄美博物館の野外展示施設の改修にあたっては，茅葺屋根の葺替えを行う人材を育成し，定期的な修繕に備えるとともに，コスト削減を目指す。

5. 対応するSDGs項目



第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

人間が科学技術の発展を背景に豊かで便利な生活を求め、大量生産・大量消費等の経済活動を行ってきたことにより、エネルギー起源の温室効果ガスの排出量が増加し、地球温暖化が進行している。地球温暖化により、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など地球規模の環境問題が顕在化し、大きな社会問題となっている。

地球温暖化防止は、エネルギーの安定供給確保の観点からも、全人類で取り組まなければならない問題であり、本市においても、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用の推進を図るなどにより、脱炭素化、地球温暖化防止に取り組む必要がある。

2. その対策

- ① 奄美市地球温暖化防止活動実行計画に基づき、温室効果ガス排出を積極的に抑制し、行政活動に伴う環境負荷を総合的かつ計画的に低減する。
- ② 地域資源であるバイオマス等を活用した地域循環共生圏の実現に向けて取り組む。

3. 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネ ルギーの利用 の推進	(3)その他			
		バイオマス等利活用検討事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成 29 年 3 月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

5. 対応する SDGs 項目



第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

(1) 世界自然遺産に関連する取組み

本市の自然環境は、世界的に見ても貴重な希少野生動植物が生息し、独特の生態系を育てており、世界中の人々にとっても貴重なかけがえのない財産となっている。

このかけがえのない恵み豊かな自然環境を大切に保全・活用しながら、次の世代に確実に承継することが肝要である。

しかしながら、マングースやノイヌ・ノネコによる希少動物の捕食、希少植物の盗掘等により、奄美の希少野生動植物は絶滅の危機に瀕している。

この豊かな自然を保全・再生することは、重要な課題となっている。

(2) 市民協働の推進

まちづくりの根幹は市民と行政の共生・協働が不可欠で、地域のボランティア組織やNPOなどの活動の範囲・機会の拡大に向けた取組みを推進する必要がある。

また、本市は、これまで市民への情報提供として、広報紙や市勢要覧の発行、ホームページやコミュニティFM放送などの活用を努めてきた。しかし、今後は市民ニーズの多様化と更なる高まりが予想されることから、ICTの活用などによる双方向型の広報・広聴活動の充実を図る必要がある。

(3) 男女共同参画

男女共同参画社会に向けては、市民への男女平等意識の啓発、男女が共に活躍するための参画機会の拡大、支援体制の強化及び環境の整備が重要となってきた。

しかし、未だ、固定的な男女の役割分担意識が根強いなど、女性の能力を十分に発揮できる環境が整ったとは言い難い状況にある。

今後とも、個人の尊厳を守り、自らの意思での社会参画の機会が確保されることで、対等なパートナーとしてその能力を十分に発揮できる社会を目指すことが求められている。

(4) 地方創生の推進

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき本市が策定した「奄美市『攻め』の総合戦略2020」の目的を達成するため、総合戦略に位置づけられた各種施策を着実に推進していく必要がある。

(5) 過疎地域持続的発展特別事業における基金の積立て

過疎地域持続的発展特別事業の中には、その特性において短期間に集中して実施することで、過疎地域の持続的発展を促す効果が期待できるものがある一方、逆に一定の期間継続して実施し、市民生活に浸透させることで、徐々にその効果が見込めるものもある。

後者のような事業においては、基金を積み立て、事業の継続実施を図る必要がある。

2. その対策

(1) 世界自然遺産に関連する取組み

- ① 世界自然遺産関連について、関係機関との連携により取組みを推進する。
- ② アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル対策や外来種であるマングース・野生化ヤギ等の防除、ノイヌ・ノネコ対策やサンゴ礁のオニヒトデ駆除等、自然環境の保護・再生に取り組む。
- ③ 奄美の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の地域の「宝」の保全・活用に努める。
- ④ 奄美群島自然共生プランや奄美大島生物多様性地域戦略に基づき、関係機関、地

域住民、NPO等とのネットワークの形成を推進するとともに、地域内外への情報発信等に取り組む。

- ⑤ 自然環境の保護を目的とした条例の整備・充実を推進し、多様な自然の生態系の把握・保全や情報発信に努める。
- ⑥ 自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。
- ⑦ 農業基盤整備等の事業において、赤土流出防止など自然環境等への影響に配慮した取組みを推進する。
- ⑧ 奄美らしい景観の保全・活用に向けて、景観法に基づく取組みを推進する。

(2) 市民協働の推進

- ① 開かれた市役所を目指し、市民に対する積極的な情報公開を推進する。
- ② 『出前講座』や『市政懇談会』を実施し、市民の意見を行政に反映させるとともに、市民の疑問に適切に対応できる市役所を目指す。
- ③ 「広報奄美市だより」の内容の充実を図るとともに、ホームページ等を活用し、市民の多様な行政情報の需要に応える。
- ④ 行政運営の効率化と市民生活の向上を図るため、指定管理者制度など民間へのアウトソーシングを推進する。
- ⑤ 市民との共生・協働の推進に向け、市民が自ら提案する事業への助成制度などにより、市民・集落・地域活動に対する支援を推進し、さまざまな分野でのボランティア・NPOなどとの連携を図る。

(3) 男女共同参画

- ① 男女共同参画基本計画に沿った施策を実施する。
- ② 庁内の推進体制を機能させ、施策の検証と推進を図る。

- ③ 市民の理解を深めるため、広報活動等を通じて適切な措置を講じるとともに教育及び学習の充実に努める。
- ④ 市民の相談に対応し、関係機関等との連携を図り適切な措置を講じる。
- ⑤ メディア等を活用した啓発活動を推進する。
- ⑥ セクシャル・ハラスメント等，女性・子供への暴力を許さない社会づくりの構築を目指す。
- ⑦ 家庭・学校・社会教育など，あらゆる機会において，男女共同参画の定着を図る。
- ⑧ 女性の社会参画の機会，就業率の拡大に努める。
- ⑨ 審議会・委員会への女性の積極的参画を推進する。
- ⑩ 家庭・職場・社会の中で，積極的に男女共同参画を促進する。
- ⑪ 賃金や昇進，職務内容等において，男女間の格差がなくなるよう，雇用者への啓発に努める。
- ⑫ パートタイムなど非正規労働者の労働条件の向上を図る。
- ⑬ 出産・育児や介護等，特別休暇制度の普及促進を図る。
- ⑭ 安心して子どもを産み育てる環境や支援体制の充実に努める。

(4) 地方創生の推進

- ① 「奄美市『攻め』の総合戦略 2020」に位置づけられた各種施策（地方創生推進事業）を推進する。
- ② 地域おこし協力隊等を受け入れることで，外部人材の知恵を活用し地域課題の解決を図る。

(5) 過疎地域持続的発展特別事業における基金の積立て

- ① 過疎対策事業債（ソフト分）の一部を基金に積み立て，過疎法の失効後において

でも必要な時期に財源として活用することで、乳幼児医療や多子世帯保育料等軽減事業、高校生遠距離通学費補助等をはじめとする各種施策事業の継続による効果の向上を図る。

3. 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(1) 自然環境の保全及び再生			
		世界自然遺産推進事業	市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において示す公共施設等の整備については、平成29年3月に策定した奄美市公共施設等総合管理計画の考え方を基本として実施するものとする。

5. 対応する SDGs 項目



事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 ※再掲

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流の 促進，人材育 成	人材育成	奄美看護福祉専門学校支援事業 【具体的な事業内容】 奄美看護福祉専門学校の運営支援 【事業の必要性】 本市は，離島である環境から，特に高校卒業後の若者の島外流出が顕著である。その抑制の意味において，若者の進路選択の受け皿としての本専門学校の存在意義は大きい。 【将来に渡り見込まれる事業効果】 市内における人材育成の強化，高校卒業後の若者の島外流出の抑制	市	
産業の振興	観光	観光物産推進事業 【事業概要】 ・（一社）奄美群島観光物産協会負担金 ・（一社）あまみ大島観光物産連盟負担金 【事業の必要性】 観光物産分野は本市の主要な産業であり，本産業の振興は地域経済の発展には不可欠なものである。 【将来に渡り見込まれる事業効果】 観光客の誘致・受入体制の強化	協会・ 連盟	
		蒲生崎観光公園トイレ解体事業 【事業概要】 老朽化が著しく，倒壊の危険がある蒲生崎観光公園トイレについて，解体撤去を行う。 【事業の必要性】 蒲生崎観光公園トイレについては，老朽化が著しく，倒壊の恐れがあり危険である。 【事業効果】 危険性のある施設の除去し安全な観光施設の維持。	市	
	その他	奄美大島紬活性化推進 【事業概要】 ①地球印産地まつり実行委員会負担金 ②紬の日実行委員会負担金 ③本場奄美大島紬再生支援事業負担金 ④本場奄美大島購入費等助成金 ⑤本場奄美大島紬技術指導・相談業務 ⑥奄美大島伝統工芸産業支援事業負担金 ⑦本場奄美大島紬生産流通活性化事業負担金 【事業の必要性】 本場奄美大島紬は本市の重要な産業であり，本産業の振興は地域経済の発展には不可欠なものである。 【事業効果】 伝統的な産業の振興により地域経済の持続的発展	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備，交通手段の確保	その他	<p>橋梁長寿命化計画策定事業</p> <p>【事業概要】 全管理橋梁の点検を行い、長寿命化計画を策定する。</p> <p>【事業の必要性】 平成27年7月1日に施工された道路の維持・修繕に関する具体的な基準等を定めるための「道路法施行規則の一部を改正する省令」により、5年毎に近接目視点検を行うことが義務化された。</p> <p>【事業効果】 点検計画に基づき定期点検を実施することにより、これまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換することで橋梁の長寿命化によるコスト縮減に繋がると考えられ、地域の持続的発展に資する</p>	市	
生活環境の整備	その他	<p>住生活基本計画策定事業</p> <p>【事業概要】 奄美市住生活基本計画の見直し策定</p> <p>【事業の必要性】 奄美市における住まい・住環境に関する課題を抽出し、ソフト・ハードの多様な面から住まいに関する各種施策を展開するために、計画を策定する。</p> <p>【事業効果】 高齢者の福祉政策としての住宅政策をしっかりと行うとともに、少子化対策や子育て支援策をとおり安心して生活していける住環境整備を行うことで、持続的発展に資する</p>	市	
		<p>公営住宅長寿命化計画策定事業</p> <p>【事業概要】 奄美市公営住宅等長寿命化計画の見直し策定</p> <p>【事業の必要性】 今後10年間の公営住宅の整備計画と既存ストックの営繕計画の策定を行い、市営住宅を適正に管理する必要がある。</p> <p>【事業効果】 高齢者の福祉政策としての住宅政策をしっかりと行うとともに、少子化対策や子育て支援策をとおり安心して生活していける住環境整備を行うことで、持続的発展に資する</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保，高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	高齢者・障 害者福祉	<p>長寿者褒賞事業</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <p>奄美市に1年以上住所を有する者で，80歳以上3千円，90歳以上5千円，100歳以上1万円を支給する。100歳到達者には，別に10万円を支給する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>高齢者が，これまで地域における様々な活動に貢献してきたことなどに対して敬意を表し，高齢者がいきいきと自分らしく生活できる環境を整える必要がある。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】</p> <p>高齢者の地域活動への参加などによる地域の活性化</p>	市	
		<p>食の自立支援事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>ひとり暮らしの高齢者等に食関連サービスの利用調整及び配食サービスを行う。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>ひとり暮らし高齢者が増加していく中，高齢者が生きがいをもって，健康で自立した生活を送るためには，健康に配慮した食事を確保することが最も重要である。</p> <p>【事業効果】</p> <p>高齢者がいきいきと自分らしく生活できる環境を整えることで，高齢者の地域活動への参加などによる地域の活性化</p>	市	
		<p>お達者ご長寿応援事業</p> <p>【事業概要】</p> <p>高齢者に対し，交通機関等で利用できる補助券を一人当たり5千円分発行する。</p> <p>【事業の必要性】</p> <p>奄美市民全体の経済活動を支援するためには，免許返納を行った高齢者等、交通弱者を救済する必要がある。</p> <p>【事業効果】</p> <p>外出機会の増加を図るものであるため，高齢者の健康増進や地域の活性化</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	その他	<p>出産祝い金支給事業</p> <p>【事業概要】 出産前に本市に引き続き1年以上住所を有する者で、第2子以上を出産したものに第2子の場合は5万円、第3子以降の場合に10万円を支給する。</p> <p>【事業の必要性】 次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、出産・子育て世代の経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>【事業効果】 出産・子育て世代の奄美市への定住及び第2子、第3子出産の促進</p>	市	
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	基金積立	<p>多子世帯保育料等軽減事業(併用型)</p> <p>【具体的な事業内容】 満18歳未満の児童を扶養している世帯で、3人目以降の児童が認可保育所に入所している場合に保育料を軽減(1/3又は1/2)する。</p> <p>【事業の必要性】 本市における合計特殊出生率は全国と比較して高い水準で推移しているが、他の過疎地域同様に人口減少と少子・高齢化問題に直面しており、地域の活力低下が懸念されている。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 対象世帯の経済的負担の軽減、安心して子どもを生み育てることのできる環境の構築</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	
		<p>子ども医療費助成事業(併用型)</p> <p>【具体的な事業内容】 県が実施する制度(小学校就学前までの乳幼児の医療費について、保険診療に係る自己負担額が月額3,000円を超える場合に、その超える額(市民税非課税世帯については全額助成対象)について医療費を助成。但し、児童手当本則給付の限度額を超える場合は助成対象外)の対象外となる全ての乳幼児医療費及び小学生から18歳までの医療費を市単独事業にて助成する。</p> <p>【事業の必要性】 本市における合計特殊出生率は全国と比較して高い水準で推移しているが、他の過疎地域同様に人口減少と少子・高齢化問題に直面しており、地域の活力低下が懸念されている。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 子育てに係る経済的負担の軽減、子どもの疾病の早期発見と早期治療の促進</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	義務教育	<p>学校教育支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】 奄美市の小中学校へ理科支援員や特別支援教育支援員等を配置し、授業の補助や児童生徒に対して生活支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 本市の小中学校では、不登校や生活指導・教育支援の必要な児童生徒、また学習の向上を図るうえで現場教職員の負担軽減といった様々な課題を抱えている。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 学力の向上、児童生徒の学校生活の充実と教育の資質向上</p>	市	
		<p>小規模校入学特別認可制度通学バス運行事業</p> <p>【事業概要】 特認校への通学のため、通学バスを運行する。</p> <p>【事業の必要性】 人材育成や学校・地域の活性化を図るためには、豊かな自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育が必要である。</p> <p>【事業効果】 学力の向上、児童生徒の学校生活の充実と教育の資質向上</p>	市	
	その他	<p>奄美看護福祉専門学校支援事業</p> <p>【具体的な事業内容】 奄美看護福祉専門学校の運営支援</p> <p>【事業の必要性】 本市は、離島である環境から、特に高校卒業後の若者の島外流出が顕著である。その抑制の意味において、若者の進路選択の受け皿としての本専門学校の存在意義は大きい。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 市内における人材育成の強化、高校卒業後の若者の島外流出の抑制</p>	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	基金積立	<p>高校生遠距離通学費補助金（併用型）</p> <p>【具体的な事業内容】 市内高校に通う奄美市内在住の生徒のうち、自宅最寄りのバス停から学校最寄りのバス停までの距離が9.0km以上の生徒を対象に、定期券購入経費の2/3を補助する。</p> <p>【事業の必要性】 定期券購入経費は、家計において大きな負担となるため、遠方から自転車で通学する生徒もいる。また、特に交通費の負担が大きい住用地区や笠利地区から、進学のために他の地区へ若者が流出してしまうことも懸念されている。</p> <p>【見込まれる事業効果】 より一層学業に専念できる環境を整えることで、過疎地域における若者の定着を増やし、地域活性化が図られる。</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	
		<p>講師配置事業（併用型）</p> <p>【具体的な事業内容】 小学校5・6年生で1学級36人以上在籍する学校に講師を一人配置し、少人数学級を編成する。</p> <p>【事業の必要性】 安心して子育てができる行政サービスの一つとして学校教育（義務教育）が挙げられる。若年層・子育て世代の定住を図る上で、都市部以上に学校教育を充実させる必要がある。</p> <p>【将来に渡り見込まれる事業効果】 大規模学級化の解消，児童一人ひとりに対するきめ細やかな指導の充実</p> <p>【基金の積立て】 基金の積立てを行う。</p>	市	